

各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項

1. 平成 27 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までに所管省庁から回答を得た提案事項、235 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループで更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

健康・医療ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 遠隔診療の推進	◎	1
② 遠隔モニタリングの推進	◎	2
③ 指定第二类医薬品の陳列に際しての距離基準の緩和	○	3
④ 一般用医薬品の区分による陳列規則の緩和	○	4
⑤ 診療放射線技師の検査機器使用時における医師立会いの不要化	○	5
⑥ 指定医薬部外品の機能性表示規制の見直し	○	6

雇用ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 委託募集の一部解禁	◎	7
② 職業紹介事業者間の業務提携関係	◎	8
③ 求人の全件受理義務の緩和	◎	9
④ 許認可における口座残高要求の是正	○	10
⑤ 時間にとらわれない新たな労働制度の構築	◎	11
⑥ 労働契約法第 18 条（無期転換ルール）の見直しについて	◎	12
⑦ 時間にとらわれない新たな労働制度の構築	◎	13
⑧ 有期雇用の上限規制を 65 歳以上は適用除外	◎	14
⑨ 「企画業務型裁量労働制」の決議届の本社一括届出化	◎	15
⑩ 「企画業務型裁量労働制」の定期報告の本社一括報告化	◎	16
⑪ 「時間外労働・休日労働に関する協定届」「就業規則」の一括届出時における提出書類の簡素化	○	17
⑫ 企画業務型裁量労働制の適用範囲の拡大および手続きの簡素化	◎	18

⑬ フレックスタイム制の見直し	◎	20
⑭ 変形労働時間制に係る天災時のカレンダーの変更	○	21
⑮ 36協定の特別条項に関する基準の柔軟な運用	○	22
⑯ 労働契約申込みみなし制度の廃止	◎	23
⑰ グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し	◎	24
⑱ 一年以内に離職した労働者の派遣労働者としての受入れ禁止の見直し	◎	25
⑲ 日雇派遣の原則禁止の廃止	◎	26
⑳ フレックスタイム制の法定労働時間枠の計算方法見直し	◎	27
21 フレックスタイム制の清算期間（1か月以内）の延長	◎	28
22 企画業務型裁量労働制に関する、対象業務・労働者の拡大	◎	29
23 企画業務型裁量労働制に関する手続きの見直し・簡素化	◎	31
24 労働者の働き方に適した労働時間制度の創設	◎	32
25 36協定の特別条項に関する基準の廃止	○	33
26 企画業務型裁量労働制の適用範囲の拡大	◎	34

農業ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① (株)農林漁業成長産業化支援機構の支援による6次産業化推進のための地域ファンドの利便	○	35

投資促進等ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 国立・国定公園における地熱開発規制の緩和	◎	36
② 酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する規制緩和	○	37
③ 短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し	○	39
④ 確実にリサイクル可能な資源物に対する産業廃棄物収集運搬業の許可制の見直し	◎	40
⑤ バイオマス発電の普及に向けたバイオマス燃料の廃棄物該当性の判断基準の明確化	○	41
⑥ 電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長	○	42
⑦ 廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し	○	43
⑧ 廃棄物処理に係る電子マニフェストの登録期限見直し	○	44

地域活性化ワーキング・グループ関係

	チーム (案)	別添の該当 ページ
① 道路使用許可が認められる時間帯の緩和	○	45
② 過疎地等交通空白地域における自家用有償運送の運用ルールの緩和	◎	46
③ 道路交通行政の全国統一化	○	47

④ 公道除雪の規制の緩和	○	48
⑤ 農山漁村・農林漁家における小規模・臨時の飲食店営業許可等の緩和	○	49
⑥ 農山漁村での小規模宿泊業の営業許可の規制緩和	◎	50
⑦ 外国クルーズ船に限った非検疫港へのファーストポートとしての特例的な入港	○	51
⑧ 検疫港指定条件の一つである対象船舶の入港隻数の緩和	○	52
⑨ 市販の調味料のみを加えて、農産物を加工する場合には、食品衛生法による許可の対象としないよう規制緩和	○	53
⑩ 市街化調整区域における出店規制の運用の柔軟化	○	54
⑪ 既存不適格建築物の構造上一体増築の取扱いについて	◎	55
⑫ 建物の用途変更を行う場合の既存不適格遡及の合理化について	◎	56
⑬ 国土利用計画法の事後届出の停止	○	57

※「◎」：各ワーキング・グループの検討項目（既に検討に着手したものも含む）とそれに関連する提案事項

「○」：◎以外の提案事項のうち、まずは事務局が内容精査を進め、精査した結果について、各ワーキング・グループに報告することが適当と考えられる提案事項

2 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：平成 26 年 10 月 31 日 所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日 回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日

提案事項	遠隔診療の推進
具体的内容	<p>現在、在宅医療における訪問診療は2回/月が行われており、医師、看護師、運転手がグループとなって各患者宅を回っている。その際には、医師の問診、触診、患者の様子を観察し、血圧、SpO2、体温の測定を行い、患者の症状を総合的に判定している。</p> <p>今後、高齢者の進展と高齢世帯に占める（単身世帯＋夫婦のみ世帯）の割合が増加してことが予想される。特に首都圏を中心とした都市部で顕著になる傾向があり、在宅医療のニーズは急速に増加すると考えられる。一方で、在宅医療を担う医師は需要に追いついていくことが難しく、在宅医療への移行が危ぶまれる。</p> <p>そこで、遠隔診療の活用によって、これらの課題を解決することが一つの対策である。例えば、医師の指示に基づき看護師が単独で患者宅を訪問し、カメラ付きヘッドマウントディスプレイ HMD などを利用して、医師が患者の様子を確認しながら、看護師が血圧、SpO2、体温の測定データを医師に送信し、患者の症状を判定することが可能になると考えている。これにより2回/月の訪問診療の内、1回を遠隔診療で行うことを提案する。従来のテレビカメラでは、撮影のために看護師の両手が使えず時間がかかっていたが、HMD の利用で改善が見込まれる。</p> <p>在宅医療は、在宅医療を専門に行っている診療所と外来診療を主体として1週間の内1日又は半日のみ訪問診療を行っている診療所があり、現在は後者の診療所が多い状況である。また、看護師については、診療所の看護師の他に訪問看護ステーションの看護師が増えてきており、地域連携の活用で在宅主治医が訪問看護ステーションの看護師にこうした遠隔診療で活用していくことが有効な対策となり得る。診療報酬についても、遠隔診療にも報酬を付与することを合わせて提案する。</p> <p>【具体的な根拠法令等】 遠隔診療の要件を緩和し、緩和の条件を明確化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島や僻地に限定せず、都市部でも利用可能に ・ 遠隔診療の範囲を別表記載以外の在宅医療へ拡大する ・ 利用する機器の要件を具体的に定める ・ 遠隔診療の条件を定める（看護師が患者側、医師が遠隔地、個人認証など）
提案主体	(一社) 電子情報技術産業協会
	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。 ○ 遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生労働省健康政策局長通知）において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしろ、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第 20 条に抵触するものではない」との基本的な考え方を示しています。 ○ また、同通知では、留意事項として、①初診及び急性期の疾患に対する診療の場合や②直接の対面診療を行うことができる場合などについては、原則、直接の対面診療によるべきこととしていますが、この場合であっても、「慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で実施することによって、患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療」については、遠隔診療によっても差し支えない旨を明示しています。
該当法令等	医師法第 20 条 「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」
措置の分類	対応不可
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご提案のような方法による遠隔診療であれば、対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られるものと考えられ、医師法第 20 条との関係では、問題は生じないと考えます。 ○ なお、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生労働省健康政策局長通知）で示している内容は、離島・僻地以外の遠隔診療を認めないものではなく、また、同通知の別表は、患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療の具体例を示したものであり、これ以外の遠隔診療を禁止するものではありません。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	遠隔モニタリングの推進
具体的内容	<p>上記遠隔診療が普及した後は、訪問看護による遠隔診療だけではなく、患者宅に患者撮影カメラを設置し、血圧計、SpO2 計、体温計などを患者に装着して、定期的にこれらのデータを訪問看護ステーションや診療所へ送信し、異常の有無を電子的に予備判定し、その結果から訪問する必要があるかを医師や看護師が判断するという利用方法により、多くの在宅医療を担うことが可能になると考える。</p> <p>また現在は、在宅医療の患者の容体が急変した時に、患者宅（家族など）から在宅主治医へ電話連絡があった場合、入院させるかを判断することが電話の内容だけで判断することが難しい場合がある。遠隔モニタリングが装備されていれば、そういう判断が速やかに行うことが可能になると考える。</p>
提案主体	(一社) 電子情報技術産業協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条において、医師は、自ら診察しないで治療をしてはならないこととされています。 ○ 遠隔診療の一環として「診察」を遠隔で行うことに関しては、「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生労働省健康政策局長通知）において、「直接の対面診療による場合と同等ではないにしろ、これに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは、直ちに医師法第 20 条に抵触するものではない」との基本的な考え方等をお示ししています。
該当法令等	医師法第 20 条 「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」
措置の分類	対応不可
措置の概要	○ 医師法第 20 条は、診察をしないで治療をすることを禁止するものですので、遠隔から得られる情報を診断・治療に利用するのではなく、患者宅を訪問する必要があるかどうかを判断するためや、患者の容態の急変等を把握するために利用するのであれば、同条との関係では問題が生じることはないと思料されます。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：3

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	指定第二类医薬品の陳列に際しての距離基準の緩和
具体的内容	<p>指定第二类医薬品を情報提供設備から 7メートル以内に陳列しなければならないとの条件の緩和を要望する。</p> <p>【提案理由】 指定第二类医薬品を情報提供設備から 7メートル以内に陳列しなければならないとの条件の緩和を要望する。</p> <p>【提案理由】 現在、指定第二类医薬品を陳列する場合、情報提供設備から 7メートル以内に陳列しなくてはならず、当該医薬品の陳列量が制限されるのみならず、情報提供設備周辺の通路面積を縮小せざるを得なくなることで顧客の利便性を損ねることがある。</p> <p>顧客の安全確保の観点からは、一律に 7メートル以内に規制することは合理的根拠に乏しく、店舗の柔軟なレイアウトを制限することにより、かえって薬剤師や登録販売士の目が届きにくくなることもありうる。むしろ、レイアウトを工夫したり、情報提供設備を大型化するなど、顧客が相談しやすい環境を作ることが顧客の安全確保上重要であると考えます。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	指定第二类医薬品を陳列する場合には、情報を提供するための設備から 7メートル以内の範囲に陳列することとしています。
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 218 条の 4 第 2 号
措置の分類	対応不可
措置の概要	指定第二类医薬品は第二类医薬品のうち、使用に当たって特別の注意を要するものであり、安全使用の観点から、販売時に情報提供を行う機会をより確保できるよう、薬剤師や登録販売者の目が届きやすいよう設けている規定です。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	一般用医薬品の区分による陳列規則の緩和
具体的内容	<p>第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させて陳列することを可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、一般用医薬品の安全使用の観点から、リスク分類別の陳列が徹底されており、シリーズ化された商品であっても、シリーズ毎に陳列することができない。そのため、シリーズ化された商品を使用している消費者にとって不便な状況が生じている。</p> <p>医薬品毎に当該商品が属する区分を明記することが義務付けられていることから、あえてリスク分類別に陳列しなくとも消費者の安全性確保は可能であると考え。</p> <p>要望が実現することにより、陳列に自由度が増し、消費者が目的とした商品を探しやすくなり、医薬品の適正使用の一助となると考える。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	一般用医薬品は、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を混在させないように陳列することとされています。
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 218 条の 4 第 3 号
措置の分類	事実誤認
措置の概要	同じリスク分類の中で有効成分の異なる製品を混同することのないよう、安全使用の観点からリスク分類別に陳列することを求めているが、リスク分類毎に陳列している場合は、同一又は類似の薬効等のシリーズごとに陳列することは支障ありません。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：5

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	診療放射線技師の検査機器使用時における医師立会いの不要化
具体的内容	<p>診療放射線技師が取扱い可能な検査機器（胃部エックス線、マンモグラフィー、コンピュータ断層撮影装置、画像診断装置等）について、医師の立会いを不要とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>診療放射線技師は、原則として、医師又は歯科医師の立会いの下においてのみ、エックス線の照射が認められている。ただし、診療放射線技師法の改正（2014年6月25日）によって、病院または診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査のために100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合には、医師または歯科医師の立会いがなくても実施できることとなった。</p> <p>胸部エックス線検査と同様に、胃部エックス線、マンモグラフィー、コンピュータ断層撮影装置や画像診断装置等を用いた検査においても、現状、診療放射線技師が的確に運用しており、医師立会いがなくても運用上十分な安全配慮がなされている。</p> <p>医療費抑制の観点から予防医療の拡大は喫緊の課題である。受診者の利便性を考慮した巡回健診は予防医療の要となる。巡回健診時に診療放射線技師の取扱いが認められている検査機器を利用し、法定外健診の選択肢を増やしていくことは、受診者の健康維持、さらには医療費抑制につながるものと考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 診療放射線技師法第26条第2項では、診療放射線技師は、原則、病院又は診療所以外の場所で、人体に対する放射線の照射等の業務を行ってはならないものとされています。 ○ この例外として、多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下、一定の強度のエックス線を照射するときであれば、従来、病院又は診療所以外の場所であっても業務を行うことができるとされていましたが、これに加え、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）のために一定の強度のエックス線を照射するときは、医師又は歯科医師の立会いも求めないこととする法律改正を行い、平成26年6月25日から施行されています。
該当法令等	診療放射線技師法第26条第2項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度に実施した厚生労働特別研究事業の調査研究により、診療放射線技師が、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）のために、一定の強度のエックス線を照射することについては、医師又は歯科医師の立会いがなくても安全性の担保が十分に可能であると確認されたため、法律改正を行ったところです。 ○ 胃部エックス線検査、マンモグラフィー検査、コンピュータ断層撮影装置を用いた検査については、診療放射線技師が医師又は歯科医師の立会いなしに行う方法や、そのときの安全性が確認できていないため、現時点对応することはできません。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：6

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	指定医薬部外品の機能性表示規制の見直し
具体的内容	<p>日本再興戦略がいわゆる健康食品等加工食品の機能性表示を目指しているように、指定医薬部外品の機能性表示も認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>薬事法より、指定医薬部外品の製造販売にあたり記載できる効能・効果は規制されている。他方で、政府は、日本再興戦略において、いわゆる健康食品等加工食品の機能性を表示できる方策について検討している。</p> <p>加工食品の機能性表示が認められる一方で、それらと同様に一般店舗で販売される指定医薬部外品については機能性表示が認められないとすることは、国民の適切な商品選択を妨げ、市場競争を歪めるおそれがある。</p> <p>指定医薬部外品の機能性表示は、国民が適切な商品選択を通じてセルフメディケーションを図ることに資する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	・数種の成分からなる医薬部外品について、その個々の成分についての効能効果等の説明を行う場合及び医薬品等の作用機序を説明する場合には、医学薬学上認められており、かつ、その医薬品部外品等の承認されている効能効果等の範囲を超えない場合に限り差し支えありません。
該当法令等	都道府県知事の承認に係る医薬部外品（平成 6 年厚生省告示第 194 号） 新指定医薬部外品の製造（輸入）承認基準等について（平成 11 年 3 月 12 日付医薬発第 283 号）
措置の分類	検討に着手
措置の概要	・新指定医薬品部外品のうち、「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」で規定される「効能・効果」について、製品を使用する目的やその特徴等がわかりやすい表現・表示となるよう「ビタミン含有保健剤製造販売承認基準」の見直しについて、業界とともに検討しているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	委託募集の一部解禁
具体的内容	グループ会社の中で人事採用をシェアードサービスで一括して行っている場合、当該親会社との人材紹介契約で、他の子会社への有料職業紹介も可能としたい。現在は子会社の募集を親会社が委託する場合、労働局（厚生労働大臣）への届け出が必要。会社法でいう子会社（議決権 1/2 以上）であれば労働局への届け出なしにしたい。子会社が人事採用をシェアードで行う場合も同様としたい。
提案主体	ヒューマンタッチ株式会社
	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	職業安定法では、報酬を与えることなく労働者募集を委託するときは、厚生労働大臣に届け出なければならないこととしています。
該当法令等	○職業安定法第 36 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	委託募集は、事業主と労働者の間に第三者が介入する形態であり、かつ、その第三者が労働者のためではなく事業主のために活動するものであることから、労働者の保護が図られにくい面があります。 このため、委託募集を行う事業主、募集の委託を受ける者及び募集従事者等についてはその適格性を事前にチェックする必要があり、報酬を与えることなく委託募集を行う場合については届出制としているものです。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：2

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	職業紹介事業者間の業務提携関係
具体的内容	有料職業紹介の許可を受けていなくとも、有料職業紹介事業者からの転職決定者に限り業務提携を可能としたい。転職決定者（A）からの紹介を受けた知人（B）が有料職業紹介事業者経由で決定したら転職決定者（A）にインセンティブをフィードバックしたい。それにより優良な人材紹介事業者は転職決定者が増え、反対に求職者からの評価が低い人材紹介事業者は厳しくなることから、人材紹介会社の質向上にも貢献すると考える。
提案主体	ヒューマンタッチ株式会社

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	職業安定法では、有料の職業紹介（求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること）を事業として行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととしています。
該当法令等	○職業安定法 第 30 条 1 項
措置の分類	事実誤認
措置の概要	求職者の情報を職業紹介事業者に提供し、職業紹介事業者から金銭等を受けることは、職業紹介には該当しません。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：3

受付日：平成 26 年 10 月 31 日 | 所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日 | 回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日

提案事項	求人への全件受理義務の緩和
具体的内容	現在、求人求職は全件受理義務がある。紹介が困難な求人であっても、申し込みがあった場合、受理する必要がある。申し込みの受理により、求人者より紹介がないと、クレームになる可能性がある。例えば反社会的勢力の企業やブラック企業からの求人を受理しない選択が可能になれば、申し込みにかかる時間が削減でき、クレームの可能性を減らすことができる。
提案主体	ヒューマンタッチ株式会社

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	職業安定法では、職業紹介事業者は、求人の申込みは原則として全て受理しなければならないこととしています。ただし、その申込みが法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當であるとき、又は求人者が労働条件等の明示をしないときは、その申込みを受理しないことが出来ることとしています。また、求職の申込みについても原則として全て受理しなければならないこととしています。ただし、その申込みが法令に違反するときは、その申込みを受理しないことが出来ることとしています。
該当法令等	○職業安定法第 5 条の 5 ○職業安定法第 5 条の 6 第 1 項
措置の分類	事実誤認
措置の概要	職業紹介事業は公共的性格を有するものであり、できるだけ多くの求人を獲得して、求職者に対しては職業選択の自由を実質的に確保し就職の機会を多くするとともに、求人者に対してはできる限りその希望に沿うよう努める必要があります。 なお、求人及び求職の申込みが法令に違反するとき等については、求人及び求職の申込みを受理しないことが出来ます。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：平成26年10月31日 | 所管省庁への検討要請日：平成26年11月21日 | 回答取りまとめ日：平成27年3月31日

提案事項	許認可における口座残高要求の是正
具体的内容	<p>職業紹介登録及び労働者派遣業登録をするにあたり、銀行預金口座に一定金額以上の残高を求める規制がある（職業安定法31条1項1号及び労働者派遣法7条1項4号）。一方、民間企業においては、資金効率を向上させ、より効率的且つ起動的な資金運用と投資活動を目的として、グループ会社間でキャッシュマネジメントシステムを導入している場合がある。具体的には、企業グループ内の現金をグループ内の特定の会社が維持する預金口座に集約し、個々のグループ会社でも預金口座は維持するものの、その残高は事実上0円とする資金の集中管理である。</p> <p>しかし、厚生労働省の規定（規制）では、かかるキャッシュマネジメントシステムにより企業グループ内の特定の会社に集中した資金は、「職業紹介登録及び労働者派遣業登録の観点から口座残高に一定金額を維持する」という条件を満たさないとされている。つまり、企業が自由裁量にて処分できる現金の額が、厚生労働省が求める金額を事実上はるかに超えていたとしても、上記2法の条件を満たさないことになる。これでは、職業紹介登録及び労働者派遣業登録を求める市場参加者がこれを断念する結果となりかねない。</p> <p>そもそも法の趣旨は、被害者救済のための最低限の資金があることを担保することであると考える。法の趣旨に基づいた形に早急に是正すべきである。</p>
提案主体	(一社) 電子情報技術産業協会
	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>職業安定法では、職業紹介事業の許可基準の一つとして、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有するものであることを規定しています。具体的には、業務取扱要領において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること ・事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること <p>としています。</p> <p>労働者派遣法では、一般労働者派遣事業の許可基準の一つとして、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであることを規定しています。このうち財産的基礎については業務取扱要領において、原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が2,000万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること ・基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること ・事業資金として自己名義の現金・預金の額が1,500万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う（ことを予定する）事業所の数を乗じた額以上であること <p>としています。</p>
該当法令等	<p>○職業安定法31条1項1号</p> <p>○労働者派遣法7条1項4号</p>
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>職業紹介事業及び労働者派遣事業については、適正な事業運営の確保や求職者及び派遣労働者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるとの考え方により、許可基準に資産要件を設けております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：5

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	時間にとらわれない新たな労働制度の構築
具体的内容	<p>【具体的な内容】</p> <p>「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな労働時間制度を適用できるようにする。その際、健康診断の複数受診の推進、産業医によるコンサルテーションの積極活用等、従業員の健康管理の枠組みを整備させる。</p> <p>(注)知識社会型対応企業：「モノ」ではなく「知識と情報」が主たる資産となる「知識社会」において、「知識と情報」を源泉とした高付加価値のサービスを提供することを中心的な活動とする企業。</p> <p>【提案理由】</p> <p>グローバル化に伴う地球時間への対応、時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイル、成果に基づく業績評価など、現行の硬直した労働法制になじまない職種、仕事、働き方が拡大しているが、それらに十分対応できていない。</p> <p>雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業務評価ができるようになり、従業員においては、より柔軟で自分の生活スタイルに合った働き方が可能になる。これらの結果、地元企業等の労働生産性の向上が図られる。</p>
提案主体	(一社)新経済連盟

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>労働基準法 32 条、34 条、35 条、37 条により、法定労働時間、法定休日等が定められています。また、弾力的労働時間制度として、変形労働時間制、フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制があり、労使協定等の一定の要件の下で導入することができます。</p> <p>また、昨年 9 月より労働政策審議会にて労働時間法制の見直しを行っており、弾力的な労働時間制度についての在り方も検討しています。</p>
該当法令等	労働基準法 32 条、34 条、35 条、37 条
措置の分類	その他
措置の概要	<p>現在、「『日本再興戦略』改訂 2014」に基づき、次期通常国会に法案を提出することを前提に、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離した「新たな労働時間制度」の創設について、対象となる労働者に対する健康確保措置も併せて検討中です。</p> <p>ただし、企業類型ごとの規制緩和については、公平な競争を阻害しないかといった点などについて慎重な検討が必要と考えており、上記の検討も特定の企業類型を前提としない一般的な制度設計として進めているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：6

受付日：平成 26 年 11 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 14 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	労働契約法第 18 条（無期転換ルール）の見直しについて
具体的内容	<p><提案の具体的内容> 労働契約法第 18 条（無期転換ルール）について、65 歳超の高齢者は対象から外すべきであり、所要の見直しが必要である。</p> <p><提案理由> 第 187 回国会において、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が可決・成立したが、これは企業で定年退職後、同一企業または同一企業グループ（特殊関係事業主）で継続して雇用される者などを特例の対象とするものであり、定年後に他の企業に転職して有期労働契約で働く高齢者については、特例の対象になっていない。他の企業から転職してきた高齢者には無期転換申込権が生じ、定年後、そのまま継続雇用される高齢者には無期転換申込権が生じないということであり、不合理である。大企業などを退職した高齢者の雇用は、主に中小企業が担っており、そのような高齢者が、65 歳を超えても健康で働く意思のある限り、5 年で雇止めされることなく、有期労働契約の更新によって働き続けることを可能とするためにも、前述のとおり法制上の見直しが必要である。</p>
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>労働契約法第 18 条において規定している無期転換ルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を守るため、有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合は、有期労働契約者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みです。</p> <p>一方で、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（「有期特措法」）において定年後引き続いて雇用される労働者については、その能力の有効な発揮を通じ、活力ある社会を実現する観点から、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が行われる場合に、定年後雇用される期間は無期転換申込権が発生しないこととする特例を設けています。</p>
該当法令等	労働契約法 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>有期特措法における無期転換ルールの特例については、有期労働契約の濫用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的とする無期転換ルールの趣旨に反しない範囲とすることが必要です。</p> <p>有期特措法において特例の対象を定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者としたのは、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度について、希望すれば原則として全員 65 歳までの継続雇用が確保される仕組みが措置されていることを前提に、継続雇用の対象労働者に引き続き雇用継続を通じた能力発揮の機会を確保するためです。</p> <p>一方、定年後に特殊関係事業主でない他の企業に再就職して有期雇用となるケースについては、65 歳までの間、支配力の観点からみて特殊関係事業主ほどの確実な雇用継続が期待できず、それまで無期雇用ではなく有期労働契約を反復更新してきた労働者と比較しても、雇用の不安定さという点では大きく異なるため、通常のルールが適用されることが必要であると考えております。</p> <p>なお、こうした考え方は、公労使から構成される審議会においても合意を得たものです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：7

受付日：平成 26 年 11 月 27 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 14 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	時間にとられない新たな労働制度の構築
具体的内容	<p>【提案理由】</p> <p>グローバル化に伴う地球時間への対応、時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイル、成果に基づく業績評価など、現行の硬直した労働法制に馴染まない職種、仕事、働き方が拡大しているが、それらに十分対応できていない。</p> <p>【提案の具体的内容】</p> <p>「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな労働時間制度を適用できるようにする。その際、健康診断の複数受診の推進、産業医によるコンサルテーションの積極活用等、従業員の健康管理の枠組みを整備させる。</p> <p>これにより、雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業務評価ができるようになり、従業員においては、より柔軟で自分の生活スタイルに合った働き方が可能となる。</p>
提案主体	(一社) 新経済連盟

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>労働基準法では、法定労働時間、法定休日、時間外・休日・深夜労働に係る割増賃金等の労働時間規制が定められています。また、弾力的労働時間制度として、フレックスタイム制、専門業務型裁量労働制、企画業務型裁量労働制等があり、労使協定等の一定の要件の下で導入することができます。</p> <p>これらの労働時間法制の見直しを平成 25 年 9 月より労働政策審議会にて行っており、弾力的な労働時間制度についての在り方も検討しています。</p>
該当法令等	—
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>現在、「『日本再興戦略』改訂 2014」に基づき、平成 27 年通常国会に法案を提出することを前提に、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離れた「高度プロフェッショナル制度」の創設について、対象となる労働者に対する健康確保措置も併せて検討中です。</p> <p>ただし、企業類型ごとの規制緩和については、公平な競争を阻害しないかといった点などについて慎重な検討が必要と考えており、上記の検討も特定の企業類型を前提としない一般的な制度設計として進めているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：8

受付日：平成 26 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 14 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	有期雇用の上限規制を 65 歳以上は適用除外
具体的内容	<p>以前に、有期雇用の更新の上限を廃止する（無期転換制度の廃止）提言をした。無期限雇用重視の規制が、契約社員、パートなど多様な働き方を妨げているからである。</p> <p>仮にそれが実現しない場合でも、65 歳以上については廃止すべきである。なぜなら、体力の衰えた高齢者を無期限で雇うことは企業側にとってリスクが大きすぎるからである。</p> <p>同時に、年金があるので、雇用保障の必要性も低い。それゆえ、制度の趣旨を考えると、65 歳以上については例外とすべきである。</p> <p>したがって、継続して雇用する場合のみならず、最初から有期雇用の場合も、65 歳以上の労働者には適用しないこととすべきである。</p> <p>このままでは、高齢者がパートなどで働き続ける際に、数年に 1 回転職活動を強いられてしまい、高齢者の能力活用という政策に反することになってしまう。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>労働契約法第 18 条において規定している無期転換ルールは、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を守るため、有期労働契約が 5 年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みです。</p> <p>一方で、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（「有期特措法」）において定年後引き続いて雇用される労働者については、その能力の有効な発揮を通じ、活力ある社会を実現する観点から、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が行われる場合に、定年後雇用される期間は無期転換申込権が発生しないこととする特例を設けています。</p>
該当法令等	労働契約法 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>有期特措法における無期転換ルールの特例については、有期労働契約の濫用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的とする無期転換ルールの趣旨に反しない範囲とすることが必要です。</p> <p>有期特措法において特例の対象を定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者としたのは、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度について、希望すれば原則として全員 65 歳までの継続雇用が確保される仕組みが措置されていることを前提に、継続雇用の対象労働者に引き続き雇用継続を通じた能力発揮の機会を確保するためです。</p> <p>一方、これ以外の一般の高齢者については、通常の有期契約労働者と同様の雇止め不安を抱えており、有期労働契約の濫用的な利用を抑制して雇用の安定を図る必要性が高いため、特例の対象にはせず、無期転換ルールを原則どおり適用するものです。</p> <p>なお、無期転換申込権発生前の「雇止め」の懸念に関しては、改正労働契約法の周知、有期労働契約に関する労働基準法の規定の遵守の徹底、無期転換に取り組む企業へのコンサルティングの実施など個別企業への支援等について、平成 27 年度予算案にも必要な経費を計上しています。こうした予算を活用しながら、労使への周知等に、積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：9

受付日：平成 26 年 12 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 2 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	「企画業務型裁量労働制」の決議届の本社一括届出化
具体的内容	<p>【提案内容】</p> <p>各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、本社一括の決議を可とし、対象事業場のリストを添付することによって一括届出を可とする。</p> <p>これにより、異動・転勤などで対象労働者の事業場が変更となる場合において、改めての同意取付を不要とする。</p> <p>【理由】</p> <p>企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっている。</p> <p>同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。</p> <p>本件は、平成 25 年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討予定とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。</p>
提案主体	(一社) 日本損害保険協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっています。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	2月13日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」において、企画業務型裁量労働制の労使委員会決議の本社一括届出を認める等が盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：10

受付日：平成 26 年 12 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 2 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	「企画業務型裁量労働制」の定期報告の本社一括報告化
具体的内容	<p>【提案内容】 各事業場ごとの対象労働者の労働時間の状況、健康・福祉確保の措置を定期的に所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、本社一括の報告を可とする。</p> <p>【理由】 企画業務型裁量労働制の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要がある。報告内容については本社にて管理しているため、各事業場の所轄の労働基準監督署宛に届出を行うことは非効率的である。</p> <p>例えば、「時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）」を一括で届出している法人等について本社より本社の所轄労働基準監督署ヘリスト等にして届け出ることを可とすることで、制度趣旨を維持しつつ、ロードの削減も図ることができる。</p> <p>本件は、平成 25 年度の規制改革ホットライン要望の省庁回答において検討予定とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。</p>
提案主体	(一社) 日本損害保険協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	制度の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要があります。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	2月13日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」において、6ヶ月後の報告以降の定期報告の廃止等が盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号:11

受付日：平成 26 年 12 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 2 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	「時間外労働・休日労働に関する協定届」「就業規則」の一括届出時における提出書類の簡素化
具体的内容	<p>【提案内容】</p> <p>現在、一括届出が受理された後、対象事業場ごとの届出本紙を『東京労働局 労働基準部 監督課』内にある配送作業室宛に送付している。今後は、一括届出が受理された後に、対象事業場ごとの本協定対象人数を記載したリスト、および一括届出が受理されたことを示す書類（一括届出に提出した書類の写）を提出することで、対象事業場ごとの届出本紙の提出に代えることを可能とすることを要望する。</p> <p>なお、当該リストの記載内容についても労使間で確認を行うため、現行の制度趣旨を果たすことが可能である。また、東京労働局が各対象事業場を管轄する労働基準監督署へ書類を送付する際の効率化にも寄与するものと考えられる。</p> <p>【理由】</p> <p>本社と各事業場の内容が同一である場合は、就業規則や 36 協定を、本社を管理している労働基準監督署に一括して届け出ることができる。</p> <p>この場合、本社を含む事業場の数に対応した必要部数の就業規則や 36 協定を届け出の必要がある。一括届出が受理された後、対象事業場分の書類を『東京労働局 労働基準部 監督課』内にある配送作業室宛に紙媒体で送付している。</p> <p>全ての事業場で内容は変わらないため、各労働基準監督署用に届出内容を大量印刷の上、配送することは非効率的であり、また各労働基準監督署への周知に時間を要している。</p>
提案主体	(一社) 日本損害保険協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>時間外・休日労働協定及び就業規則の届出については労働基準法施行規則によって、協定等の締結を行う事業場を所轄する労働基準監督署長に届け出ることが必要と定められています。</p> <p>また、通達により、これらの協定等について、一定の要件を満たせば本社を所轄する労働基準監督署長への届出により、本社以外の事業場の所轄労働基準監督署長への届出があったものとするのが認められています。</p>
該当法令等	<p>労働基準法施行規則</p> <p>平成 15 年 2 月 15 日基発 0215002 号</p>
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>時間外・休日労働協定及び就業規則の本社一括の届出については、本来、事業場ごとに各管轄の労働基準監督署へ届け出いただく必要があるところ、本社において、本社を含む事業場数に対応した部数の書類を御用意いただくことを前提に、受付を行っているものです。</p> <p>御要望の方法により受付を行う場合、本社を含む事業場数に対応した部数を本社管轄の労働基準監督署で用意する必要性が生じ、労働基準監督署における業務量が増大することになり、その他の業務に大きな影響を及ぼすと考えられるため、対応を行うことは困難です。</p> <p>なお、時間外・休日労働協定及び就業規則の本社一括届出については、ポータルサイト「e-Gov」を活用することで、電子媒体のまま、インターネットで申請していただくことができます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：12

受付日：平成 26 年 10 月 14 日 所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日 回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日

提案事項	企画業務型裁量労働制の適用範囲の拡大および手続きの簡素化
具体的内容	<p>労基法第 38 条の 4 第 1 項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」とされている対象業務、かつ厚生労働省告示 353 号で「常態として」対象業務に就くとされている対象労働者の制限を見直し、労使委員会で決議することを要件として、対象業務や対象労働者の範囲を大幅に拡大するとともに、個人同意も不要とすべきである。</p> <p>届出については、企業内の各事業場における労使委員会の決議が同一内容であれば、企業単位での一括届出を認めることとすべきである。また、労働基準監督署長への 6 カ月に 1 回の定期報告は廃止ないしは簡素化すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>経済のグローバル化や産業構造の変化が急速に進む中、企業における業務は高度化、複合化してきている。現行の対象業務および対象労働者の範囲は、企業の業務実態と乖離しており、円滑な制度の導入、運用を困難なものとしている。個別企業における集团的労使自治を尊重し、労使が企業実態に適する形で対象業務・労働者の範囲を決定できることとすべきである。また、対象者への個人同意要件についても、同意者と不同意者が混在する場合に管理が難しくなるため、不要とすべきである。</p> <p>同制度を導入、運用する場合、企業実務の実態としては労使委員会の決議の内容は企業内で統一的なものとするのが一般的であるため、本社一括での届出を認めるべきである。また、現行、同制度の運用は労使委員会の決議に基づいており、対象者の健康確保措置については労使で不断のチェックをしているため、報告義務を軽減しても適正な運用ができる。</p> <p>上記の対応により、業務実態に応じた柔軟な働き方の選択肢が広がる。さらに労働者自身が能力の最大発揮を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>〈①対象業務〉</p> <p>企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要とされています（労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 1 号）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること <p>また、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項の規定により、同項 1 号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針（以下「指針」という。）の中で、上記 4 要件等に関する詳細な留意事項を定めています。</p> <p>〈②対象労働者〉</p> <p>企画業務型裁量労働制の対象労働者となりうる労働者の範囲は、「対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者」と規定されています（同条第 1 項第 2 号）。</p> <p>また、対象労働者となる者は、対象業務に常態として従事している者が原則とされています（指針第 3 の 2）。</p> <p>〈労使委員会決議の届出〉</p> <p>企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の 5 分の 4 以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっています（労働基準法第 38 条の 4 第 1 項・労働基準法施行規則第 24 条の 2 の 3）。</p> <p>〈健康・福祉確保措置の定期報告〉</p> <p>また、制度の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して 6 ヶ月以内に 1 回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も 6 ヶ月ごとに定期報告を行う必要があります（労働基準法第 38 条の 4 第 4 項・労働基準法施行規則第 24 条の 2 の 5・同則附則第 66 条の 2）。</p>
該当法令等	労働基準法 労働基準法施行規則
措置の分類	検討に着手

提案事項に対する所管省庁の回答

措置の概要	平成 27 年 2 月 13 日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」において、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大や、労使委員会決議の本社一括届出を認める等の手続の簡素化が盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。
-------	--

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：13

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	フレックスタイム制の見直し
具体的内容	<p>週休 2 日で 1 カ月単位のフレックスタイム制を運用する場合、1 カ月の法定労働時間の枠は、週 40 時間を基準として暦日数から逆算した時間ではなく、週休日を除いた所定就業日数に 1 日 8 時間の法定労働時間を乗じて計算する方式に変更すべきである。</p> <p>また、業務の繁閑に応じて労働者がより柔軟に労働時間を設定することでワークライフバランスを高めることができるよう、現在 1 カ月以内とされている清算期間をより長く設定できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>1 カ月単位のフレックスタイム制を週休 2 日で運用する場合、暦日数や曜日の巡りによっては、法定労働時間数（1 日 8 時間/1 週 40 時間）に基づいて勤務したとしても、一定時間を時間外労働として扱わなければならない月が発生する。</p> <p>こうした状況を回避するため、平成 9 年 3 月 31 日・基発第 228 号（通達）により、「①週休 2 日で、かつ、②29 日を起算日とする 7 日間の実労働時間が 40 時間を超えず、③各日の労働時間が概ね 8 時間以下等という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わない」とこととされているが、通達が定める「全労働日にわたり労働時間が概ね 8 時間以下」という要件は曖昧である。</p> <p>また、フレックスタイム制の下では使用者が概ね 8 時間以下で働くよう指示することができないため、仮に清算期間内における労働時間が同じであっても、29 日を起算日とする働き方次第では時間外が発生する労働者と発生しない労働者が出てくることは適切ではない。</p> <p>また、現在 1 カ月以内とされている清算期間についても、各企業の事業実態や労働者個人の事情に応じて、より長い清算期間の中で労働時間を調整することができれば、さらに柔軟な働き方を可能にし、労働者個人のワークライフバランスにも寄与する。</p> <p>本来、フレックスタイム制は、実労働時間の削減、通勤時の混雑回避、育児期社員の支援に資するものであるが、上記の制約が運用を煩雑なものにし、制度の導入・運用を阻害する要因となっている。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	フレックスタイム制の清算期間内における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働としますが、清算期間を 1 箇月としたときに、曜日の巡り等により総労働時間が労働時間の総枠を超えることがあります。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成 27 年 2 月 13 日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」において、フレックスタイム制における完全週休 2 日制の下での法定労働時間の計算方法の見直しが盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：14

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	変形労働時間制に係る天災時のカレンダーの変更
具体的内容	<p>台風や大雪等の天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがある。</p> <p>1 ヵ月単位および1 年単位の変形労働時間制を導入している場合について、このような天災を事由とする場合に限り、変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として代替日未決定の労働日の振替を認めることとすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>1 ヵ月単位および1 年単位の変形労働時間制の場合、労働時間を特定した後における労働日の変更は、一定条件の下で認められているが、労働日の振替は代替の出勤日が決まっていない状況では認められていない。</p> <p>しかし、天災が発生した場合、従業員の安全確保や得意先の稼働状況等に鑑みて、急遽稼働を停止することがあり、こうした天災による稼働停止は不可抗力というに等しい。</p> <p>そこで天災を事由とする場合に限り、あらかじめ変更事由等を就業規則に規定し、総労働日と総労働時間の増加がないことを条件として、代替日未定の労働日の変更（非労働日の設定）を認めることとすべきである。</p> <p>法制上、労働者保護とともに企業の緊急時への対応にも一定の配慮がなされるべきであり、柔軟性の低い制度では、企業の競争力を削ぎ、ひいてはわが国経済の活力低下の一因となりかねない。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>1 ヵ月単位の変形労働時間制の導入に当たって、労使協定又は就業規則において、1 ヵ月以内の一定の期間（変形期間）を平均し1 週間当たりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内で、変形期間の各日、各週の労働時間を特定することが要件とされています（労働基準法第 32 条の 2）。</p> <p>また、1 年単位の変形労働時間制の導入に当たって、対象期間中の労働日と各労働日の所定労働時間を労使協定により定める際に、対象期間を1 ヶ月以上の期間ごとに区分した上で、最初の区分期間の労働日と各労働日を定めるとともに、残りの区分期間については各期間の総労働日数と総所定労働時間数を定める方法が認められています（労働基準法第 32 条の 4 第 1 項第 4 号）。</p> <p>その場合、各区分期間が開始する 30 日前に、事業場の過半数組合又は過半数代表者の同意を得て、当該区分期間の労働日と各労働日の所定労働時間を書面で定めなければなりません（労働基準法第 32 条の 4 第 2 項）。</p> <p>なお、1 年単位の変形労働時間制を採用した場合に、労働日の特定時には予期しない事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行わなければならない場合の休日の振替が認められています。この場合、就業規則において休日の振替を必要とする場合に休日を振り替えることができる旨の規定を設け、これによって休日を振り替える前にあらかじめ振り替えるべき日を特定して振り替えること等が要件となっています（平成 11 年 3 月 31 日基発第 168 号）。</p>
該当法令等	労働基準法 平成 11 年基発第 168 号
措置の分類	対応不可
措置の概要	使用者に一方的な振替権限を与える形への要件緩和は、対象期間中の業務の繁閑に計画的に対応するための制度である変形労働時間制の趣旨に反することとなることから、現行の制度運用の変更には慎重な対応が必要であると考えます。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：15

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	36 協定の特別条項に関する基準の柔軟な運用
具体的内容	<p>36 協定の特別条項に関し、労働基準監督署において、特別延長時間の上限、一時的・突発的な事情、健康確保措置の実施状況等を総合的に判断し、認定された場合には「全体として1年の半分を超えない」という要件について柔軟な適用がなされるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>36 協定に定める限度時間を超えて労働時間を延長することができる「特別の事情」については、平成 15 年 10 月 22 日基発 1022003 号において、「一時的又は突発的な時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれる臨時的なものに限る」と通達で示されている。</p> <p>しかし近年、企業が世界規模でサプライチェーンの構築を進めるなか、他国の政治社会情勢や自然災害等により、日本国内の事業場における生産を大幅に調整しなければならない事態が発生している。このような場合、状況によっては時間外労働時間を一定期間継続的に延長しなければならないこととなるが、上記の基準により適切な生産活動を行うことが困難となる場合がある。</p> <p>昨今の先が見通しにくい事業環境のなかで、わが国内での雇用を維持するためにも、国内に拠点を留まらせることは必要不可欠であり、特段の事情が生じた際には柔軟に対応すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	労働基準法第 36 条に基づく大臣告示により月 45 時間等の時間外労働の限度時間が定められています。ただし、あらかじめ限度時間以内の時間の一定期間についての延長時間を定め、かつ、限度時間を超えて労働をしなければならない特別の事情（臨時的なものに限る。）が生じたときに限り、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者において定める手続を経て、限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨及び限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率を定める場合は、限度時間を超えて延長時間を定めることができるとされています。
該当法令等	労働基準法 労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準
措置の分類	対応不可
措置の概要	臨時的な事態が1年の過半の月で発生することは、一時的な特別の事情とは言えないことから、要件緩和は困難だと考えます。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号:16

受付日:平成26年10月14日	所管省庁への検討要請日:平成27年1月29日	回答取りまとめ日:平成27年3月31日
-----------------	------------------------	---------------------

提案事項	労働契約申込みみなし制度の廃止
具体的内容	<p>労働契約申込みみなし制度を廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>労働契約申込みみなし制度は、違法派遣の下で就業していた派遣労働者を保護するため、2012年の法改正により導入された制度であり、2015年10月1日からの施行が予定されている。</p> <p>しかしながら、同制度は、採用の自由、労働契約の合意原則の観点から根本的な問題を抱えているだけでなく、違法類型の一つである偽装請負については、ケースが多様であり、該当するか否かについて予見可能性が低いという点で大きな問題がある。</p> <p>また、特に期間制限違反や偽装請負があった場合に、労働契約を申し込んだものとみなすことは、ペナルティとして過重である。</p> <p>さらに、派遣契約期間の長さに関わらず、みなし効が1年と画一的に定められており合理性に欠けるとともに、実態にそぐわない規定となっている。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁:厚生労働省
制度の現状	平成24年の労働者派遣法改正により、平成27年10月1日から労働契約申込みみなし制度の施行が予定されているところです。
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6(平成27年10月1日施行)
措置の分類	対応不可
措置の概要	労働契約申込みみなし制度については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであり、現在、平成27年10月1日の施行に向け、準備を進めているところです。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号:17

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し
具体的内容	<p>派遣元事業主の関係派遣先に対する、労働者派遣の割合に関する制限（8割）の見直しを行うべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>労働者派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣を行う時は、派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならないとしている。</p> <p>しかし、グループ企業内の派遣事業者であるが故に、派遣先の経営実態や組織事情を熟知し、高度な就労マッチングや就労状況の詳細な把握が可能となるほか、グループの福利厚生施策の利用がしやすいなど、派遣労働者にとってのメリットの大きさを考慮すべきである。</p> <p>また、この規制により、グループ全体で抱える専門知識を有した人材を、一時的にせよ派遣として受け入れる形で活用することが困難となっていることは問題である。とりわけ技術者については、一定の企業グループの下でトレーニングやOJT等を行ない、様々な場で経験を積むことが、一企業においてスキルアップを図るよりも効果的である場合が多く、こうした規制の存在は、労働者の技能の向上を妨げるだけでなく、企業の競争力低下を招く恐れがあるという問題もある。</p> <p>さらに、いわゆる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが困難である。</p> <p>「100分の80」という数字の根拠が薄弱であることに加え、連結決算を採用しているか否か、採用しているとしてもどの会計基準を採用しているかによって「関係派遣先」の範囲が異なるといった問題を抱えている点も踏まえて、抜本的に見直すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	グループ企業内の派遣割合の規制については、平成 24 年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っているところです。
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条の 2
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>グループ企業内の派遣割合の規制については、平成 24 年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っているところです。</p> <p>なお、平成 24 年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成 26 年 1 月 29 日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。</p> <p>これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：18

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	一年以内に離職した労働者の派遣労働者としての受入れ禁止の見直し
具体的内容	<p>離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止（法第 40 条の 6）について、適用対象を解雇された者に限定するか、少なくとも自己都合退職や短期雇用の場合は除くべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>労働者派遣の役務の提供を受けようとする派遣先は、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該派遣先を離職したものであるときは、当該離職の日から起算して 1 年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（例外を除く）に係る労働者派遣の役務を受けてはならないとされている。また、派遣元事業主に対しては、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば上記の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行ってはならないとしている。</p> <p>しかし、現行規定には、60 歳以上の定年退職者以外に例外規定が置かれていないため、1 日しか働いていない場合でも規制の対象となる。全国に複数の事業所を有する企業では、こうした短期就労者を含めた全ての離職した労働者の管理は困難である。さらに、諸般の事情により自発的に離職せざるをえない労働者が、派遣という形であれば元の会社に復帰できる場合であっても、離職後 1 年間はその就業機会を失われるため、労働者にとっても不合理な状況を生み出している。</p> <p>以上のことから、適用対象を解雇された者に限定するか、少なくとも自己都合退職や短期雇用の場合は除くなど、例外を増やすべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	離職後 1 年の労働者についての労働者派遣の禁止については、平成 24 年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っているところです。
該当法令等	<p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 35 条の 4、第 40 条の 6</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第 33 条の 5</p>
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>離職後 1 年の労働者についての労働者派遣の禁止については、平成 24 年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っているところ。</p> <p>なお、平成 24 年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成 26 年 1 月 29 日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。</p> <p>これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：19

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	日雇派遣の原則禁止の廃止
具体的内容	<p>日雇派遣の原則禁止を廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>労働者派遣法は、日雇労働者（日々または 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者）については、当該労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合または雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないとしている。</p> <p>しかし、臨時的・一時的な業務のマッチングが存在意義の一つとなっている派遣制度にあって、その典型ともいべき日雇派遣を原則禁止とすることは、制度上整合的ではない。</p> <p>また、原則禁止の一方で置かれた例外規定に収入要件に関するものがあるが、その水準の根拠は薄弱である。さらに、配偶者の収入を要件とする規定については、その収入の開示を求めることにはプライバシー保護との関係で問題があり、派遣元の担当者に家計状況を明かすことに抵抗感を持つ労働者は多い。</p> <p>加えて、学生についてはいわゆる昼間学生に限り例外扱いとなっており、学校法人の認可を受けていない専門学校等が除外されるといった不合理が生じているとともに、働きながら夜間の課程に通うなど、就学に関するニーズの多様化に対応することが困難となっている。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>労働者派遣法では、</p> <p>①その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合</p> <p>②雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合</p> <p>を除き、日雇労働者についての労働者派遣は禁止されています。</p>
該当法令等	<p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 35 条の 3 第 1 項</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第 4 条</p>
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>日雇派遣の原則禁止については、平成 26 年 1 月 29 日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：20

受付日：平成26年10月21日 | 所管省庁への検討要請日：平成27年1月29日 | 回答取りまとめ日：平成27年3月31日

提案事項	フレックスタイム制の法定労働時間枠の計算方法見直し
具体的内容	<p>【提案の前提】 現在、労政審にて年内結論づけに向け検討中と認識していますが、改めて下記提案内容の反映と、できるだけ早期の法改正実施を要望します。</p> <p>【提案の具体的内容】 週休2日で1ヵ月単位のフレックスタイム制を運用する場合には、「1ヵ月の法定労働時間」の枠は、「週40時間を基準とし暦日数から逆算した時間(下記A)」ではなく、「週休日を除いた所定就業日数に1日8時間の法定労働時間を乗じて計算する方式(下記B)」に変更すべき。</p> <p>【提案理由】 週休2日でフレックスタイム制を運用する場合、曜日の巡りによっては、法定労働時間数(8時間)どおりに勤務したとしても、一定時間を時間外労働扱いとしなければいけない月が発生する。</p> <p><例> 月 火 水 木 金 土 日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 5</p> <p>(A) 法定労働時間：40H×清算期間の暦日数(30日)÷7=171.4H=21.4日 (B) 所定労働時間：8H×22日=176H → 法定労働時間超(4.6H)</p> <p>こうした状況を回避するために、平成9年3月31日基発228号の通達により、「①清算期間1ヵ月 ②週休2日 ③29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えない ④各日の労働時間が概ね8時間以下」という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わない(下記Cの計算方法も可)とされている。</p> <p>(C) 「清算期間として定められた期間を平均した1週間の労働時間」=「(最初の4週間の労働時間+5週目(特定期間)の労働時間)÷5」<例>200H÷5=40時間</p> <p>しかし、基発228号では、29日を起算日とする7日間は時間外労働を行うことができず、また、全労働日にわたり労働時間が概ね8時間以下という要件は曖昧である。</p> <p>このため、上記の特例を適用し難いため、実際の制度運用上、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定(暦日31日で週休8日の月は、フレックスタイムを適用しない日を設ける)等の対応が必要となり、実質的にフレキシブルな運用ができない。</p> <p>フレックスタイム制は、実労働時間の削減・通勤時の混雑回避・育児社員の支援等、労働者のニーズに合致した制度であるにもかかわらず、上記の制約が運用を煩雑なものにし、制度導入の阻害要因となっている。</p>
提案主体	(一社)日本自動車工業会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	フレックスタイム制の清算期間内における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働としますが、清算期間を1箇月としたときに、曜日の巡り等により総労働時間が労働時間の総枠を超えることがあります。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成27年2月13日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」において、フレックスタイム制における完全週休2日制の下での法定労働時間の計算方法の見直しが盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号:21

受付日：平成 26 年 10 月 21 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	フレックスタイム制の清算期間（1か月以内）の延長
具体的内容	<p>【提案の前提】 現在、労政審にて年内結論づけに向け検討中と認識していますが、改めて下記提案内容の反映と、できるだけ早期の法改正実施を要望します。</p> <p>【提案の具体的内容】 フレックスタイム制度における清算期間（現在1か月以内）をより長い期間（1年）に延長する。</p> <p>【提案理由】 労働基準法においては、フレックスタイム制度の清算期間は1か月以内と限定されているが、グローバル化が進む中、日本の競争力を維持していくため、また社員の労働時間に対するニーズにこたえるためにも、各企業の実態に則して、より長い期間（1年）での清算を可能とすべきである。</p> <p>これにより生産性の高い柔軟な働き方が可能となる。</p>
提案主体	（一社）日本自動車工業会
所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	清算期間とは、フレックスタイム制において、契約上労働者が労働すべき時間を定める期間です。労働者は、清算期間における総労働時間労働するように、各日の始業及び終業の時刻を自分で決定して働くこととなります。なお、清算期間の長さは、1か月以内の期間に限ることとされています。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成 27 年 2 月 13 日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」において、フレックスタイム制の清算期間の見直しが盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：22

受付日：平成 26 年 10 月 21 日 所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日 回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日

提案事項	企画業務型裁量労働制に関する、対象業務・労働者の拡大
具体的内容	<p>【提案の前提】 現在、労政審にて年内結論づけに向け検討中と認識していますが、改めて下記提案内容の反映と、できるだけ早期の法改正実施を要望します。</p> <p>【提案の具体的内容】</p> <p>①「<u>事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務</u>」という業務制限を撤廃し、<u>労使委員会で決議した業務であれば同制度を適用できるようにすべき。</u></p> <p>②平成 12 年 1 月 1 日基発 1 号、平成 15 年 12 月 26 日基発 1226002 号により、「<u>対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であること</u>」とされているが、「<u>常態として</u>」を「<u>主として</u>」に改め、<u>一部定型業務を行っていても大部分を裁量的業務に従事していれば同制度の対象として認めるべき。</u></p> <p>【提案理由】</p> <p><u>企画業務型裁量労働制の対象は、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務であることとされている。</u></p> <p>さらに、「<u>労働基準法第 38 条の 4 第 1 項の規定により同項第 1 号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針</u>」（平成 15 年 10 月 22 日厚労省告示第 353 号）により、<u>詳細な規制が課せられている。</u></p> <p>しかし、<u>業務の内容如何にかかわらず包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねている労働者は増えており、現行の企画業務型裁量労働制の対象業務の範囲では狭すぎる。</u></p> <p>そのため①のように、<u>対象業務の決定は、各企業における業務実態を知る労使委員会に委ね、事務系労働者の働き方の多様化に対応すべきである。</u></p> <p>例えば、<u>対象業務となり得ない業務の例とされている「個別の営業活動の業務」であっても、個々人が異なるニーズ等を分析しながら企画提案を行うケースも多くみられ、対顧客営業の業務というだけの理由で同制度の対象外とすべきではない。</u></p> <p>また、②については、「<u>労働基準法の一部を改正する法律案要綱</u>」（2007 年 2 月 2 日）において、「<u>中小企業については、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に主として従事する労働者について、企画業務型裁量労働制を適用することができる</u>」とされており、大企業も含めて、制度見直しを行うべきである。</p> <p>上記のような見直しを行うことにより、自律的で自由度の高い柔軟な働き方の選択肢が広がり、労働者自身が「仕事の質・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化も期待できる。</p>
提案主体	(一社) 日本自動車工業会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>〈①対象業務〉</p> <p>企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要とされています（労働基準法第 38 条の 4 第 1 項第 1 号）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること <p>また、労働基準法第 38 条の 4 第 1 項の規定により、同項 1 号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針（以下「指針」という。）の中で、上記 4 要件等に関する詳細な留意事項を定めています。</p> <p>〈②対象労働者〉</p> <p>企画業務型裁量労働制の対象労働者となりうる労働者の範囲は、「<u>対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者</u>」と規定されています（同条第 1 項第 2 号）。</p> <p>また、<u>対象労働者となる者は、対象業務に常態として従事している者が原則とされています（指針第 3 の 2）。</u></p>
-------	--

提案事項に対する所管省庁の回答

該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成 27 年 2 月 13 日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」において、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大が盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：23

受付日：平成 26 年 10 月 21 日 所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日 回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日

提案事項	企画業務型裁量労働制に関する手続きの見直し・簡素化
具体的内容	<p>【提案の前提】 現在、労政審にて年内結論づけに向け検討中と認識していますが、改めて下記提案内容の反映と、できるだけ早期の法改正実施を要望します。</p> <p>【提案の具体的内容】 企画業務型裁量労働制を導入するには、「<u>労使委員会を当該事業場ごとに設置</u>」、「<u>労使委員会で決議を実施</u>」、「<u>労使委員会決議を事業場ごとに届出</u>」が必要。 また、使用者は6ヵ月以内ごとに「<u>労働基準監督署長に企画業務型裁量労働制に関する報告</u>」をしなければならない。 これらの手続きを下記のように簡素化し、制度の導入促進および導入後の円滑な運用を可能とすべき。 ①労使委員会決議の内容が同一であれば、<u>事業場ごとでなく企業単位での一括届出を認める</u> ②<u>労使委員会設置を廃止し、労使合意（労使協定）に基づくこととする</u> ③<u>労使委員会決議の届出を廃止する</u> ④<u>労働基準監督署長への定期報告書の届出義務を廃止する</u> 等</p> <p>【提案理由】 ①→<u>企業実務の実態として、制度を導入・運用する際には、事業場ごとでなく企業単位で行うのが一般的</u> ②③④→<u>実務上の負担が大きい</u> 特に④については、現行、対象者の健康管理措置等について労使で不断のチェックを行っており、報告義務がなくても適正な運用を図ることができる。 なお、労働政策審議会・労働条件分科会が取りまとめた「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」（2006年12月27日）、及び「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」（2007年2月2日）においても、定期報告の廃止を妥当としている。</p>
提案主体	（一社）日本自動車工業会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p><労使委員会決議の届出> 企画業務型裁量労働制は、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、その委員会が委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者がこの決議を所轄の労働基準監督署長に届け出た場合に、対象労働者にみなし労働時間を適用できることになっています（労働基準法第38条の4第1項・労働基準法施行規則第24条の2の3）。</p> <p><健康・福祉確保措置の定期報告> また、制度の実施に当たり、使用者は、対象労働者の健康及び福祉を確保するための措置を実施する必要があるが、この措置の実施状況に関しては、決議が行われた日から起算して6ヶ月以内に1回、所轄労働基準監督署長に定期報告を行う必要があり、その後も6ヶ月ごとに定期報告を行う必要があります（労働基準法第38条の4第4項・労働基準法施行規則第24条の2の5・附則第66条の2）。</p>
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成 27 年 2 月 13 日に労働政策審議会においてとりまとめられた「労働時間法制等の在り方（報告）」において、企画業務型裁量労働制の導入手続の簡素化が盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：24

受付日：平成 26 年 10 月 21 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	労働者の働き方に適した労働時間制度の創設
具体的内容	<p>【提案の前提】 現在、労政審にて適用除外制度を議論中と認識しておりますが、下記提案内容の反映と、できるだけ早期の法改正実施を要望します。</p> <p>【提案の具体的内容】 裁量性の高い仕事をしている場合など、<u>一定の要件を満たす労働者の労働時間等規制を除外する制度を創設すべき</u>。また要件のうち<u>年収要件については労組で決定するなど柔軟にすべき</u>。</p> <p>【提案理由】 原則として、労働基準法第 41 条の規定に該当する者（<u>管理・監督者等</u>）を除く<u>全ての労働者は、同法第四章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用</u>を受ける。 しかし、<u>高度な専門、創造、調整等の能力に基づいて仕事を行う労働者は、あらかじめ一定期間の課題・目標を上司と話し合いで設定し、上司の包括的な指示のもとで業務を遂行する</u>。 したがって、<u>具体的な業務の遂行方法や時間配分は自己の裁量で行っており、労働時間の長短と評価の対象となる目標達成度・成果は直接リンクしないという働き方の特徴を持っている</u>。 また、自らの技術や能力を高めて優れた仕事を達成するため、自主的に業務に関する勉強や、関係者との議論などを行っていることから、労働時間と非労働時間の境界が極めてあいまいである。 <u>労働者の働き方の多様化に対応し、また仕事と生活の調和を実現していくためにも、これまで以上に労働者が自己の裁量で労働時間を弾力的に運用できる制度が必要となる</u>。 したがって、<u>健康確保措置を十分考慮することを前提に、一定の要件を満たす労働者に対し、労働時間等規制の適用を除外する新たな制度を創設すべきである</u>。 中でも、<u>年収要件については、より多くの労働者が当該制度を利用できるよう、柔軟性を持たせるべきである</u>。</p>
提案主体	(一社) 日本自動車工業会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	労働基準法第 4 章において労働時間等に関する規制が定められています。
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成 27 年 2 月 13 日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」において、厳格な要件の下、労働時間規制を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」の創設が盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号：25

受付日：平成 26 年 10 月 21 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	36協定の特別条項に関する基準の廃止
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>36協定に定める限度時間を超えて労働時間を延長することができる「特別の事情」については、平成15年10月22日基発1022003号において、「一時的又は突発的な時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれる臨時的なものに限る」とされているが、「全体として1年の半分を超えないこと」とする基準を廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>時間外・休日労働を定める36協定に関し、限度時間を超えて労働時間を延長するための特別条項については、平成15年10月22日基発1022003号において詳細が規定されている。</p> <p>その中で、限度時間を超えて労働時間を延長するには、「特別な事情」が必要であり、それは「一時的又は突発的な時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれる臨時的なものに限る」とされている。</p> <p>しかし、昨今の先が見通せない事業環境の中で日本にモノづくりを残し雇用を守っていくためには、労働時間について、ある期間、継続的に延長しなければならない場合があると考えられる。</p> <p>この意味で、「全体として1年の半分を超えないこと」という基準は、必ずしも現実に即したものでないと考えられるため、廃止することが適当と考える。</p> <p>※尚この場合、企業には従業員の健康管理の充実を求めることを前提とする。</p> <p>また、当該規制と、「労基法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」の別表の時間外労働の限度時間とで、二重規制になることから、廃止すべきと考える。</p>
提案主体	(一社) 日本自動車工業会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	労働基準法第36条に基づく大臣告示により月45時間等の時間外労働の限度時間が定められています。ただし、あらかじめ限度時間以内の時間の一定期間についての延長時間を定め、かつ、限度時間を超えて労働をしなければならない特別の事情（臨時的なものに限る。）が生じたときに限り、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者において定める手続を経て、限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる旨及び限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金の率を定める場合は、限度時間を超えて延長時間を定めることができるとされています。
該当法令等	労働基準法 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準
措置の分類	対応不可
措置の概要	臨時的な事態が1年の過半の月で発生することは、一時的な特別の事情とは言えないことや、労働時間規制に関しては、労働者の健康や生活時間の確保を図る必要があり、要件緩和は困難です。

提案事項に対する所管省庁の回答

雇用ワーキング・グループ関係

番号:26

受付日:平成26年10月31日 | 所管省庁への検討要請日:平成27年1月29日 | 回答取りまとめ日:平成27年3月31日

提案事項	企画業務型裁量労働制の適用範囲の拡大
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 労働基準法第38条の4第1項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」とされている対象業務の見直し、対象業務の拡大。 例えば、提案型営業など営業行為と企画立案が一体として行う業務は対象とすべき。</p> <p>【提案理由】 現行の対象業務については企業の業務実態と乖離しており、企業の業務の高度化に対応した対象業務とすべき。</p>
提案主体	(公社)関西経済連合会

所管省庁:厚生労働省	
制度の現状	<p>〈①対象業務〉 企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要とされています(労働基準法第38条の4第1項第1号)。 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること また、労働基準法第38条の4第1項の規定により、同項1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(以下「指針」という。)の中で、上記4要件等に関する詳細な留意事項を定めています。</p> <p>〈②対象労働者〉 企画業務型裁量労働制の対象労働者となりうる労働者の範囲は、「対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者」と規定されています(同条第1項第2号)。 また、対象労働者となる者は、対象業務に常態として従事している者が原則とされています(指針第3の2)。</p>
該当法令等	労働基準法
措置の分類	検討に着手
措置の概要	平成27年2月13日に労働政策審議会においてとりまとめられた「今後の労働時間法制等の在り方について(報告)」において、企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大(課題解決型提案営業等を含む)が盛り込まれており、今後報告に基づき、必要な法制度上の措置を講じてまいります。

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：平成 26 年 10 月 20 日 所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 5 日 回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 13 日

提案事項	(株) 農林漁業成長産業化支援機構の支援による 6 次産業化推進のための地域ファンドの利便
具体的内容	<p>(具体的内容)</p> <p>地域ファンド(サブファンド)を通じた投資促進に向け、6 次産業化事業体への投資に関する機構の同意要件を明確にするとともに、無限責任組合員の判断を尊重するなど要件を緩和していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「農林漁業成長産業化サブファンド募集要項」では、6 次産業化事業体への投資には、機構の事前同意が必須とされている。しかし、サブファンドの無限責任組合員が「農林漁業成長産業化支援機構支援基準」(農林水産省告示第 2556 号)を満たすと判断した案件であっても、機構の同意が得られないことがある。</p> <p>「募集要項」には事前同意のプロセスは示されているが、具体的な基準は示されていないため、どのような案件なら同意を得られるのか判然とせず、投資先の選定に苦慮している。</p> <p>投資案件に対する機構の同意基準を明確化するとともに、地域における 6 次産業化の推進と地域金融機関によるリスクマネー供給促進の観点から、無限責任組合員の判断を尊重するなど機構の同意基準を緩和していただきたい。</p>
提案主体	(一社) 第二地方銀行協会

	所管省庁：農林水産省
制度の現状	<p>○ サブファンド(投資事業有限責任組合)が出資等の支援を行う事業活動が株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成 24 年法律第 83 号。以下「機構法」という。)の目的に即したものとなるよう、機構法第 22 条の規定に基づき農林水産大臣が定めた支援基準においては、サブファンドが出資等の決定を行うに当たってあらかじめ株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「機構」という。)の同意を得ることとされており、機構は当該同意の申請があったときは、当該事業活動が支援基準に適合する場合に同意を行うこととしているところです。</p> <p>○ このため、サブファンドから機構に対して支援の同意の申請がされたときは、支援基準に示された事項を満たしているかどうかを個別の事業活動の内容に照らして審査しているところです。</p> <p>○ 支援基準では、対象事業活動が満たすべきこととしている事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な地域資源の価値を生かしていくこと ・ 農林漁業者主体の法人が、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めること ・ 国内外で新たな市場を開拓していくこと ・ 農林漁業者の所得の確保、農山漁村における雇用機会の創出などを含めて農山漁村の活性化に資すること ・ 出資金の回収の可能性が高いと見込まれること <p>などを規定しており、こうした政策の方向性に合致した事業となっているか否かについては、個別の事業の内容に即して、個別案件ごとに機構が判断することになっています。</p>
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第 2 2 条・第 2 3 条 ・ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準
措置の分類	現行制度下で対応可能 (一部、対応不可)
措置の概要	<p>○ 支援基準は、事業者に対し資金供給等を行う事業活動に対する支援の内容を決定するに当たって従うべき基準として、機構法に定められた目的を達成するために必要なものであり、また、対象事業活動への出資等に係る機構による同意を通じて、当該支援基準の適合性を確保しています。このため、支援基準や機構の同意に関する緩和を行うことは困難です。</p> <p>○ また、同意要件そのものは十分に明確化されているものと考えておりますが、一方で、支援基準に照らして具体的に個別案件に関し機構がどのポイントを重視して判断を行い、同意の決定を行っているかという点については、機構とサブファンドが出席する会議や各サブファンドの経営支援委員会などの場を通じてきちんと伝えていく必要があると考えており、農林水産省としてもそうした意思疎通が十分行われるよう、機構法に基づき機構に対し、助言、指導等を行ってまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 13 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	国立・国定公園における地熱開発規制の緩和
具体的内容	<p>国立・国定公園における地熱開発を行う際、第 2 種および第 3 種特別地域から特別保護地区及び第 1 種特別地域への傾斜掘削を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>我が国の地熱資源の約 8 割が国立・国定公園内に存在しているが、自然公園法により国立・国定公園内での地熱開発は制限されている。具体的には、第 2 種特別地域（農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域）、第 3 種特別地域（通常の農林漁業活動については規制のかからない地域）、普通地域（風景の保護を図る地域）での地熱開発は、一定の条件を満たすものしか認められていない。また、特別保護地区（特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区）および第 1 種特別地域（現在の景観を極力保護することが必要な地域）にいたっては、全面的に禁止されている。傾斜掘削も禁止されており、その理由も明確になっていない。</p> <p>そこで、国立・国定公園における地熱開発を行う際、第 2 種及び第 3 種特別地域から特別保護地区および第 1 種特別地域への傾斜掘削について、特別保護地区及び第 1 種特別地域の地表への影響がなく、また地下水の水源の保全等に大きな悪影響を及ぼさないものに限って、個別に判断して認めることができるようにすべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>国立・国定公園の特別地域内において地熱開発を行う際は、開発段階に応じて、工作物の設置や土石の採取等の行為の許可を得る必要があり、地中の掘削を行う行為は土石の採取にあたります。</p> <p>国立・国定公園内における地熱開発については、平成 24 年 3 月 27 日に通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（環自国発第 120327001 号環境省自然環境局長通知）により規制を緩和し、第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域については、公園区域外又は普通地域から地中部への傾斜掘削を認めることとしたほか、自然環境と調和した優良事例と判断された場合には、地表面についても個別に開発が認められることとしました。特別保護地区及び第 1 種特別地域については、区域外からの傾斜掘削も含め認められないこととしています。</p>
該当法令等	自然公園法第 20 条、第 21 条
措置の分類	その他
措置の概要	<p>国立・国定公園内における地熱開発については、開発推進の立場や自然環境保全の立場など様々な意見があることから、平成 23 年に検討会を設置して議論がなされ、その結果として平成 24 年 3 月 27 日に通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」（環自国発第 120327001 号環境省自然環境局長通知）により規制を緩和し、第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域について、公園区域外又は普通地域から地中部への傾斜掘削を認めることとしたほか、自然環境と調和した優良事例と判断される場合には、地表面についても個別に開発が認められることとしました。よって、地熱開発に係る必要な規制緩和は措置済みであると考えています。この検討の中で、事業者、有識者も含めた検討会や自然保護関係者の意見聴取等を重ね、特別保護地区及び第 1 種特別地域については、区域外からの傾斜掘削も含め認められないことを確認しているものです。</p> <p>平成 24 年の通知により、第 2 種及び第 3 種特別地域における新たな調査・検討が各地で進んでおり、国立・国定公園内における自然環境と調和した優良事例の形成の考え方について、少しずつ知見が集積されてきていますが、いずれも緒に着いたところです。今後順次、掘削調査の段階や発電所建設の段階に進んでいくものであり、地熱開発に係る地中部の掘削による地表への影響等については、科学的解明が難しく、特別保護地区及び第 1 種特別地域はもとより、第 2 種及び第 3 種特別地域においても知見が十分ではないことから、引き続き検証が必要です。</p> <p>なお、第 2 種及び第 3 種特別地域については、真に自然環境と調和した事業が円滑に進められるよう、環境省としても国立・国定公園内における取扱いの考え方を明確化し、事業者にとっても有益な知見を提供するための検討を進めることとしています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関係

番号：2

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 13 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	酒類販売業免許における通信販売の取り扱いに関する規制緩和
具体的内容	<p>通信販売酒類小売免許において全ての酒類の販売を可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、2 都道府県以上の消費者を対象とした通信販売を新規に行う場合、通信販売酒類小売業免許を取得する必要があるが、同免許では取り扱うことのできる酒類の範囲が限定されている。</p> <p>その一方で、昭和以前に取得した「一般酒類小売業免許」であれば、販売商品やチャンネルに関わらず販売が可能のため、免許取得時期によって既得権益が保護され、事業者間の不公正な事業環境が生じている。自由競争の妨げである本規制は著しく経済合理性を欠いているため、本要望を実現させ、公正な事業環境を整備すべきである。それにより、業界が活性化し、消費者の利便性の向上にも資すると考える。</p> <p>2013 年度も同様の要望を提出したところ、財務省回答では、本規制の目的として、「需給均衡の維持」と「未成年者の飲酒防止」を謳っている。</p> <p>しかしながら、需給均衡の維持については、大手通信販売事業者等は買収によって通信販売酒類小売業免許を獲得し、全酒類の通信販売に参入している実情があり、目的にかなっていない。また、未成年者の飲酒防止については、既に通信販売酒類小売業免許要件において、「未成年者でないことを確認する手段を講ずる」とされており、本要望の実現による未成年者の飲酒拡大にはつながらないと考える。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：財務省

制度の現状	<p>酒税法では、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のため、酒類の製造及び販売業について免許制を採用しています。これらの免許を与える際には、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要がある場合に、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくは販売方法について条件を付すことができることとされており（同法第 11 条第 1 項）、当該規定により、酒類販売業免許においては、その販売方法として「卸売に限る」、「小売に限る」旨の条件を付しているところです。このうち、「小売に限る」旨の条件が付された酒類小売業免許は、さらにその販売形態により、インターネット等を介した通信販売により酒類を小売することができる「通信販売酒類小売業免許」の区分を設けています（法令解釈通達第 2 編第 9 条第 1 項関係 8）。これは、酒類の需給の均衡維持の観点のもとより、酒類が致酔飲料としての商品特性を有することから、対面販売を基本的な考えとして、未成年者の飲酒防止の観点からも配慮して設けたものです。</p> <p>このため、現在、通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給の均衡維持や未成年者飲酒防止を図る観点から、その販売する酒類の範囲の条件として、一般の酒販店等で容易に購入できるものを中心に一部その対象から除外し、また、販売方法の条件として、酒類の購入者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限定することとしています。</p> <p>（注）通信販売酒類小売業免許は、平成元年に創設した免許区分であり、それ以前に一般酒類小売業免許を取得した者については、通信販売を除く旨の条件や、通信販売により販売する酒類の範囲の条件は付されていません。</p> <p>なお、法令解釈通達において、通信販売酒類小売業免許とは、「2 都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格等の条件をインターネットやカタログ等により提示し、インターネット、郵便、電話等の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って酒類を小売することができる酒類小売業免許」をいい（法令解釈通達第 2 編第 9 条第 1 項関係 8）、通信販売できる酒類は、国産酒類のうち、次のいずれかに該当するもの又は輸入酒類に限ることとしています（法令解釈通達第 2 編第 10 条第 11 号関係 4）。</p> <p>① カatalog 等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て 3,000 キロリットル未満である製造者（以下「特定製造者」という。）が製造、販売する酒類</p> <p>② 地方の特産品等（製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。）を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が 3,000 キロリットル未満である酒類</p> <p>なお、②の酒類については、平成 27 年 3 月 11 日に法令解釈通達の改正を行い、通信販売ができる酒類の範囲に追加しました。</p> <p>これは、国家戦略特区における新たな措置に係る提案を受け、第 9 回国家戦略特別区域諮問会議（平成 26 年 10 月 10 日開催）において取りまとめられた「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」の中で、「地方の特産品等の販路拡大を図るため、特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、受託製造者において前年度の出荷数量が 3,000 キロリットル以上の品目があっても、インターネットによる通</p>
-------	---

提案事項に対する所管省庁の回答

	信販売が可能となるよう要件を緩和する。」ことについて、速やかに全国規模の規制改革を進めることとされたことを受けて、地域経済の活性化等の観点から、通信販売酒類売業免許により販売できる酒類の範囲を改正したものです。
該当法令等	酒税法第9条、第10条第11号、第11条 法令解釈通達第2編第9条第1項関係8、第10条第11号関係4
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>酒類の販売については、未成年者飲酒防止等の観点から、原則、対面販売が基本という考え方の下、インターネット等による通信販売については、消費者の利便性向上にも配慮し、販売できる酒類の範囲から、一般の酒飯店等で容易に購入できるものを中心に一部除外しています。</p> <p>酒類の通信販売については、平成27年3月11日、地域経済の活性化等の観点から、特定製造者以外の製造者が製造する酒類のうち、地方の特産品等を原料として、製造委託を受けて製造する酒類については（左記「制度の現状」参照）、インターネット等による通信販売が可能となるよう、通達改正を行いました。この通達改正により、例えば、地方の中小酒類小売業者が大手酒類製造者に対し、特産品等を原料としたプライベートブランドの酒類を製造委託し、それをインターネット等で通信販売を行うことが可能となりました。</p> <p>このように、通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の範囲を緩和したところですが、ご提案の内容については、小売業免許全体の在り方に係る問題であり、昨年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されるなど未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の販売における社会的な要請が高まっていることなどを踏まえ、幅広い観点から慎重かつ十分な検討を要するものと考えています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関係

番号：3

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 短期在留外国人の年金脱退一時金制度の見直し。</p> <p>【提案理由】 現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が 36 か月以上で固定され、36 か月を超えて納付した保険料が掛け捨てとなっている。本来的には国同士の社会保障協定の締結による問題解決が求められるが、短期間での状況改善が困難な場合がある。（当社においても退職した事例あり）</p>
提案主体	(公社) 関西経済連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>我が国の年金制度は、国籍に関わらず等しく適用することを原則としています。</p> <p>滞在期間が短い外国人の場合、保険料納付が老齢給付に結びつきにくいという点については、本来的には、社会保障協定の締結により解決すべきものですが、社会保障協定が締結されるまでの特例的な措置として脱退一時金制度を設けています。</p> <p>脱退一時金は、被保険者期間が 6 月以上ある外国人であって老齢年金の受給資格を満たさない方に対し、36 月分を上限として支給されるものです。脱退一時金を受給した場合には、その算定の基礎となった期間は被保険者期間でなかったものとなります。</p>
該当法令等	<p>厚生年金保険法附則第 29 条</p> <p>国民年金法附則第 9 条の 3 の 2</p>
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>脱退一時金制度は強制加入の我が国の年金制度において、外国人が帰国した場合にのみ一定の給付を一時金として支給する例外的な措置であることから、同制度の見直しは考えておりません。</p> <p>日本での滞在期間が短い外国人の保険料納付が老齢給付に結びつきにくいという点については、本来的には、社会保障協定の締結により解決されるべきものと考えています。</p> <p>規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）においても、「日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在中の年金保険料の支払いがより老齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。」とされています。今年 10 月には 18 カ国目となるルクセンブルクとの間で社会保障協定の署名に至ったところです。引き続き、諸外国との社会保障協定の締結に努めてまいります。</p> <p>脱退一時金を受給した場合には、その算定の基礎となった期間は被保険者期間でなかったものとされ、社会保障協定の通算制度を利用できなくなるため、老齢年金の受給に結びつけ易くするという社会保障協定の効果を受けることができなくなります。脱退一時金制度を充実することは、社会保障協定の効果を没却する可能性があることから、同制度の見直しには慎重であるべきと考えております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	確実にリサイクル可能な資源物に対する産業廃棄物収集運搬業の許可制の見直し
具体的内容	<p>確実にリサイクル可能な発泡スチロール、ペットボトルなどの資源物に関しては、廃棄物処理法における規制を見直し、全国で統一して産業廃棄物収集運搬業許可を不要とすべきである（例えば、法第 14 条第 1 項但書の「専ら物」の対象とする等）。</p> <p>【提案理由】</p> <p>スーパー等の店頭で回収したペットボトルや発泡スチロールは、リサイクルシステムが構築され、確実にリサイクルが可能である。しかし、現行法では「廃棄物」と判断され、収集運搬をするには許可が必要とされる。そのため、リサイクルのための優れた処理技術を有していても、各都道府県等における許可取得、収集運搬業者への委託、マニフェストの発行等、収集運搬を行うに際し多額のコストがかかり、効率的なリサイクルが阻害されている。また、ペットボトルや発泡スチロールは、容器包装リサイクル法の対象となっており、資源の有効利用が推進されている。</p> <p>なお、見直しにあたっては、全国一律のリサイクルシステムで対応が可能となるよう、全国的に統一された取扱いがなされることが重要である。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
	所管省庁：環境省
制度の現状	産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされています。
該当法令等	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 及び第 14 条第 1 項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 19 第 6 号及び第 9 条第 2 号</p>
措置の分類	現行制度化で対応可能
措置の概要	<p>廃棄物処理法第 14 条第 1 項及び廃棄物処理法施行規則第 9 条において、再生利用することが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者であって都道府県知事等の指定を受けたものについては、産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とする特例制度を講じているところです。</p> <p>また、当該指定を受けた者に当該指定に係る産業廃棄物のみ収集運搬を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付は要しないこととされています。</p> <p>なお、スーパー等における店頭回収については、これを促進していくべきとの御指摘を審議会等においていただいているところであり、取組促進のための具体的な方策について、店頭回収物の法的な位置付けも含め、御議論いただいております。今後、環境省として、店頭回収物に係る考え方について整理した上で、自治体に周知する予定です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関係

番号: 5

受付日: 平成 26 年 10 月 14 日 | 所管省庁への検討要請日: 平成 27 年 1 月 29 日 | 回答取りまとめ日: 平成 27 年 3 月 31 日

提案事項	バイオマス発電の普及に向けたバイオマス燃料の廃棄物該当性の判断基準の明確化
具体的内容	<p>バイオマス燃料の廃棄物該当性について、これまで示した判断事例集等を集約し、より明確な判断基準を示すべきある。</p> <p>【提案理由】 廃棄物を燃料とするバイオマス発電設備を設置する場合、廃棄物処理施設の許可を取得する必要があるが、許可の取得には何年も要することが障害となり、バイオマス発電設備の設置が遅々として進まないのが現状である。</p> <p>そもそも、バイオマス発電設備については、廃棄物から成るバイオマス燃料であっても、それが廃棄物と判断されなければ、廃棄物処理法の適用を受けることはなく、廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要もない。</p> <p>すでに、「平成 24 年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」（平成 25 年 3 月）や「『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）において平成 24 年度に講ずることとされた措置（廃棄物諸地方の適用関係について）（環廃産発第 13032911 号、平成 25 年 3 月 29 日）において、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性について、判断材料が出されている。しかし、行政の現場においては、都道府県等によって判断が異なり、事業者の予測可能性が担保できない。</p> <p>バイオマス発電の着実な導入を促すため、都道府県等において統一的な判断が可能となるよう、より明確な判断基準を示す必要がある。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁: 環境省
制度の現状	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています（平成 11 年 3 月 10 日最高裁第 2 小法廷決定同旨）。</p> <p>個別の事例ごとについての当該廃棄物該当性に係る実際の判断は、産業廃棄物に関しては、都道府県等が行うこととなっています。</p> <p>上記判断の結果、廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないことになります。</p>
該当法令等	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項 「行政処分の指針について（通知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 1303299 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知） 「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について（通知）」（平成 25 年 6 月 28 日付け環廃対発第 1306281 号・環廃産発第 1306281 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）</p>
措置の分類	対応不可、その他
措置の概要	<p>廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う必要があります。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等に御相談いただくことが適切です。</p> <p>なお、都道府県等のバイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断に資するため、事例集を作成したところであり、その内容をより充実したものとすべく、今後とも継続的な見直しを行い、周知してまいります。また、複数の都道府県・政令市が関係する事案であって当該各都道府県・政令市の判断結果が合理的な理由なく異なる可能性がある場合等に備え、環境省に全国相談窓口を設置し、事業者の皆さまのご相談を承っているところです。</p> <p>以上の取組等を通じ、廃棄物のバイオマス発電燃料としての利用を支援するよう努めてまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関係

番号：6

受付日：平成 26 年 10 月 14 日 | 所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日 | 回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日

提案事項	電子マニフェストにおける運搬・処分報告期間の延長
具体的内容	<p>電子マニフェストシステムを利用する場合における産業廃棄物の運搬終了報告、処分終了報告の登録を行うまでの期間を、運搬又は処分を終了した日から「3日」とあるのを実際の運用において対応できる形にすべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者は、電子マニフェストシステムを利用する場合、産業廃棄物の運搬又は処分を行った後、3日以内に電子マニフェストの登録を行うことが義務付けられている。一方、紙マニフェストの場合は、産業廃棄物の運搬又は処分を行った後、10日以内にマニフェストB2票・C2票・D票・E票を排出事業者又は収集運搬業者に送付する事となっている。</p> <p>排出事業者は、処理委託した産業廃棄物が適正に処理されたか否かを確認する義務があるため、運搬又は処分を行った後3日以内に電子マニフェストの登録が行われているかを確認しているが、休日直前に運搬又は処分した場合に3日以内に登録できない事例がある。その場合、収集運搬業者・処分業者を指導することになるが、土日が休日の場合は実質1日しか余裕がなく、また、年末年始等の長期休暇の場合は3日以内に登録することが実質的に困難な状況がある。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：環境省

制度の現状	事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、電子マニフェストを使用して、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後、三日以内に当該委託に係る産業廃棄物の情報を電子マニフェストシステムに登録しなければなりません。
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の3
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>電子マニフェストでは、産業廃棄物の排出場所が本社等から離れた現場である場合は、速やかにシステム上に登録できないことも想定されるため、登録期限を最大3日以内と規定したところです。</p> <p>廃棄物の引渡し後にシステム上への登録を3日間猶予していますが、登録されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表れず、廃棄物の所在が曖昧な状況下にあります。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、登録期限をさらに延長することは困難ですが、現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面に対応できるよう配慮してまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関係

番号：7

受付日：平成 26 年 10 月 30 日 所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日 回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日

提案事項	廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し
具体的内容	<p>【内容】</p> <p>①リース会社が排出する繊維くずについては産業廃棄物とする特例を設ける等、リース会社が産業廃棄物処理業者に処理を委託できるようにすること。</p> <p>②リユース、リサイクルが可能なリース終了物件について、廃棄物処理法の適用除外とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①繊維くずについては、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業・建設業から排出される繊維くずのみ、産業廃棄物として定義されているため、リース会社が顧客から返還されて廃棄物として排出する布団、カーテン、制服等の繊維製品は、一般廃棄物として取扱われている。一般的にリース会社が排出する廃棄物は大量になることが多く、一般廃棄物としての処分は困難であり、また産業廃棄物処理業者への処理も委託できない。本件見直しを行うことにより、適正な廃棄物処理を促進し、環境面における社会貢献に寄与できる。</p> <p>②満了物件の市場価格が引取（運搬）費用より小さい場合は、リユース、リサイクルが可能な物件であっても廃棄物とみなされ、廃棄物処理法に沿った処理が必要となる。この為、リユースが可能であるにも拘わらず、その収集運搬には廃棄物収集運搬業の許可が必要等、国策である 3 R の阻害要因となる規制が存在している。</p>
提案主体	(公社) リース事業協会

所管省庁：環境省

制度の現状	<p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています（平成 11 年 3 月 10 日最高裁第 2 小法廷決定同旨）。上記の判断の結果、廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないこととなります。</p> <p>廃棄物のうち、廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定する物については産業廃棄物、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱うこととされていますが、産業廃棄物に関する個別の事例ごとの廃棄物該当性に係る実際の判断については、都道府県等が行うこととなっています。</p> <p>また、市町村は、その区域内における一般廃棄物の統括的処理責任を負っています。</p>
該当法令等	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 6 条の 2 第 1 項「行政処分等の指針について（通知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け環産産発第 1303299 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）</p>
措置の分類	現行制度化で対応可能
措置の概要	<p>産業廃棄物の種類は、その物の性状、処理の体系等から市町村が処理責任を負う一般廃棄物としてではなく、事業者が処理責任を負う産業廃棄物として扱うことが廃棄物処理法上適切かどうか等の要素を考慮して定めているものです。</p> <p>廃棄物処理法上、一般廃棄物として取り扱われることとなる繊維くずの処理については、市町村が統括的処理責任を負っています。したがって、御指摘の「一般廃棄物としての処分は困難」という事情について、管轄の市町村とよくご相談いただき、適切に処理を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>また、廃棄物の発生形態や処理の状況等は事案ごとに様々であり、廃棄物該当性の判断や廃棄物の排出者の特定等については、各事案に応じて個別に行う必要があります。したがって、全ての事例を想定することは困難であること、また、仮に具体的なケースを想定しても、必ずしも特定の状況に適用可能となるわけではないことから、個別の事案ごとに都道府県等に御相談願います。</p> <p>御指摘の「リユース・リサイクルが可能なリース終了物件」については、各都道府県等における判断の結果、当該物が廃棄物ではないと判断された場合には、現行制度上、当該物を廃棄物として取り扱う必要はなく、廃棄物処理法の適用対象とはなりません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

投資促進等ワーキング・グループ関係

番号：8

受付日：平成 26 年 10 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	廃棄物処理に係る電子マニフェストの登録期限見直し
具体的内容	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子マニフェストの登録期限設定期日について、「廃棄物の引渡日より3日以内」から「廃棄物の引渡日より3営業日以内」と変更すること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引実務において、現行設定期日では土日・祝祭日を含むものとなっており、年末年始や連休前日の引渡の場合、当日登録を失念すると違反状態となる状況が考えられる。 ○ 当該日程を考慮した廃棄物の引渡しとすることが必要とされること等になり、実際の取引実務と乖離した設定となっていること。
提案主体	(公社) リース事業協会
所管省庁：環境省	
制度の現状	事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、電子マニフェストを使用して、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後、三日以内に当該委託に係る産業廃棄物の情報を電子マニフェストシステムに登録しなければなりません。
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の3
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>電子マニフェストでは、産業廃棄物の排出場所が本社等から離れた現場である場合は、速やかにシステム上に登録できないことも想定されるため、登録期限を最大3日以内と規定したところです。</p> <p>廃棄物の引渡し後にシステム上への登録を3日間猶予していますが、登録されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表れず、廃棄物の所在が曖昧な状況にあります。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、登録期限をさらに延長することは困難ですが、現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面に対応できるよう配慮してまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 13 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	道路使用許可が認められる時間帯の緩和
具体的内容	<p>道路使用許可を要する工事が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるときは、原則 9 時～17 時の間以外でも道路使用を弾力的に許可すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>道路において工事もしくは作業をしようとする者又は当該工事もしくは作業の請負を行う場合、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない、とされているが、当該工事が認められる時間帯について法令では特段明確に規定されていない。</p> <p>しかし、実際には、道路の交通事情に関わりなく、原則として 9 時～17 時の間（指定時間帯）に工事を実施するよう指導が行われている。そのため、例えば 17 時の時点で、交通の妨害になるおそれがなく、あと少し作業すれば当日中に完工できる場合であっても、一律に 17 時で当該工事を一旦打ち切り、翌日以降に残りの作業を行うことを余儀なくされるケースも少なくない。</p> <p>なお、これらの工事は顧客からの要請等による簡易な改修工事が中心で、所要時間も短く、路上に駐車する車両も 1、2 台程度にとどまる。</p> <p>こうした事情を踏まえ、当該道路の交通事情が許す限り、道路使用を許可する時間帯の延長を認めるなど、より弾力的かつ柔軟な運用を求める。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：警察庁
制度の現状	<p>道路使用許可制度は、道路において工事又は作業、工作物の設置、露店の出店等をしようとする場合に、「道路交通の安全・円滑の確保」との調整を図るための制度です。</p> <p>法令上、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、当該工事等に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならないとされ、所轄警察署長は、許可に係る申請があった場合において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき ・許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき ・現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき <p>は、許可をしなければならないとされています。</p>
該当法令等	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>工事における道路使用許可については、申請に係る工事の実施場所、実施時間、実施形態等により交通の妨害となる程度も千差万別であることから、所轄警察署長が、交通の妨害による支障の程度と、公益性又は社会慣習上の必要性がある行為の態様等を勘案し比較衡量の上、個別にその可否を判断しているところです。</p> <p>御提案内容にある「工事が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき」の場合は、午前 9 時から午後 5 時までの間以外の時間帯における工事の許可についても、法令上、所轄警察署長は道路使用の許可をしなければならないとされており、現行制度による対応が可能です。</p> <p>なお、個別の工事に係る道路使用許可については、当該工事に係る場所を管轄する警察署に御相談ください。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：2

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 13 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	過疎地等交通空白地域における自家用有償運送の運用ルールの緩和
具体的内容	自家用有償旅客運送の事務・権限の移譲に伴い、運用ルールの緩和も検討されているところですが、買い物難民と言われる自ら交通手段を持たない過疎地域の高齢者への福祉を目的に、同旅客運送と一緒に買い物支援として受注配達サービス（貨物）ができるよう提案します。
提案主体	岡山県真庭市

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>貨物の運送を有償で行う場合は、原則として貨物自動車運送事業法に基づく事業許可を得た上で、事業用自動車により運送する必要がありますが、例外的に、道路運送法第 82 条において、一般旅客自動車運送事業者（乗合バス事業者）について、旅客の運送に付随した、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物の有償運送を認めています。</p> <p>また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により、認定を受けた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業に係る自家用有償旅客運送を行う者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙、その他貨物を運送することが可能です。</p>
該当法令等	<p>道路運送法第 8 2 条</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 2 7 条の 6 第 2 項</p>
措置の分類	検討に着手
措置の概要	過疎地域等において、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が無い等一定の条件を満たした場合には、自家用有償旅客運送者は、国土交通大臣の許可を受けて、有償で少量の貨物を運送できる新たな制度の創設に向けて検討を行います。

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：3

受付日：平成 26 年 12 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 2 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 13 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	道路交通行政の全国統一化
具体的内容	<p>【提案内容】</p> <p>道路交通行政に関する規制のうち、地域ごとに規制の内容を変える必要性が認められないものについては、規制の具体的な内容を、全国で統一していただきたい。例えば、自転車の二人乗り等に関する道路交通上の規制を、全国で統一していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>道路交通法上、道路交通行政に関する規制のうち、少なからぬ部分については、規制の具体的な内容が、都道府県公安委員会の決定に委ねられ、都道府県ごとに区々の状況となっている。しかし、規制内容が地域ごとに区々になっているがために、国民の予測可能性が害されるというものも存在する。</p> <p>例えば、道路交通法上、自転車の乗車人員に関する具体的な規律は、各都道府県の道路交通規則に委ねられており（道路交通法 57 条 2 項）、二人乗りや三人乗りなどについての具体的な規律内容は、各都道府県ごとに区々となっている。そのため、二人乗り等をしていた自転車運転者が、どの都道府県で事故に遭ったかによって、事故当事者の過失の有無・割合が変化する可能性がある。</p> <p>このような帰結は、国民の予測可能性を害し、導かれる結果に対する国民の納得感も得がたいと思われる（例えば、5 歳の子供をひもで確実に背負って自転車を運行することは、東京都では適法（東京都道路交通規則 10 条）だが、県境を超えて埼玉県では違法になる（埼玉県道路交通法施行細則 8 条(1)）。かかるルールに合理性があるとは思われない）。そもそも、二人乗り等の危険性が都道府県ごとに変わるとは思われない。そのため、この点については、国民の予測可能性を担保する観点からも、全国一律の統一的なルールを設けることが望まれる。</p>
提案主体	(一社) 日本損害保険協会

	所管省庁：警察庁
制度の現状	軽車両の乗車人員については、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 57 条第 1 項により、直接制限を定めることとはしていませんが、同条第 2 項により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るために必要があると認めるときは、軽車両についてもその制限を定めることができるものとされています。
該当法令等	道路交通法第 57 条第 2 項
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>自転車を含めた軽車両については、自動車等と比較し、その危険性が少ないため、乗車人員について法律で全国一律に定める必要性はないものと考えております。</p> <p>また、二人乗り等の危険性については、当該自転車が通行する交通環境によっても変わりうるところ、交通環境は地域によって異なるため、都道府県公安委員会規則で定めることが適当であると考えております。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：平成 26 年 11 月 3 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 2 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 13 日
----------------------	-----------------------------	---------------------------

提案事項	公道除雪の規制の緩和
具体的内容	<p>人口減少・高齢化社会の到来により、ますます財政状況が厳しくなる中、除雪に対する市民の要望は、非常に強くなってきている。平成 26 年 2 月の豪雪時にみられるように、すべての公道を行政だけで除雪・排雪することは、予算、除雪委託業者、除雪機械に限りのあることから困難な状況である。このような状況の中で、地元で除雪隊を結成し公道の除雪をしていただいている町や、また、個人でも除雪していただき、市民総出で除雪に協力をいただいている。</p> <p>このような中、緊急（豪雪）時には、農作業用のトラクターや軽自動車に排土板を取り付けたもの、個人所有の重機について、道路管理者への届出で公道除雪を可能にしてもらいの公道除雪を認めてもらいたい。</p>
提案主体	長野県須坂市
	所管省庁：警察庁 国土交通省
制度の現状	排土板を取り付けた自動車を使用して公道で除雪を行ってはならないとする規制はありません。
該当法令等	道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）
措置の分類	事実誤認
措置の概要	自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合する状態であれば、除雪のために排土板を取り付けていても、道路を運行することが可能です。

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：5

受付日：平成26年10月17日 | 所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日 | 回答取りまとめ日：平成27年3月31日

提案事項	農山漁村・農林漁家における小規模・臨時の飲食店営業許可等の緩和
具体的内容	<p>【理由】</p> <p>農林漁家が自ら生産した食材を使って飲食を提供する「農家レストラン」という業態がありますが、生産等の業務を抱えながらの業務となるため、少ない席数で面積が「小規模」または「臨時営業」というケースが存在しています。また、地域活性化のために集いの場として、「小規模」または「臨時営業」で開業する「コミュニティカフェ」といった形態もあります。</p> <p>しかし、これらの者が飲食店営業許可を取る場合に、「小規模」・「臨時営業」での開業に関する特段の措置はなく、一般的な飲食店と同様の施設・設備を求められるため、収入の割には開業資金がかかっていることが弊害となっています。</p> <p>【提案】</p> <p>○規制緩和の対象の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁家主導による飲食店の場合で、小規模または営業時間・営業日数が少ない場合 (例：農家レストラン、飲食を提供する小規模の農家民宿等) ・地域活性化を目的とした飲食点の場合で、小規模または営業時間・営業日数が少ない場合 (例：地域活性化を目的としたカフェ、和食・郷土料理・家庭料理を提供する飲食店等) <p>○期待する緩和策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模・臨時営業の実態に応じた設備面（浄化槽を含む）の許可 ・地域活性化を目的としたカフェ業に関する営業許可
提案主体	民間団体

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	食品衛生法第51条の規定に基づき、都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業について、条例により、施設の基準を定めなければならないこととされています。
該当法令等	食品衛生法第51条
措置の分類	その他（地方の規制）
措置の概要	<p>食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の営業許可に係る要件については、都道府県等が地方自治法上の自治事務として条例で定めることとされており、営業施設等に関する基準の緩和については、都道府県の判断に委ねられているため、国において対応を行うことは困難です。</p> <p>厚生労働省としては、「食品衛生法に基づく営業許可について」(平成20年3月27日付け食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)により、飲食店営業等の施設基準について、施設の規模等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うことに努めるよう都道府県等に対し求めているところです。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：6

受付日：平成26年10月17日 | 所管省庁への検討要請日：平成26年11月5日 | 回答取りまとめ日：平成27年3月31日

提案事項	農山漁村での小規模宿泊業の営業許可の規制緩和
具体的内容	<p>農林漁業者による宿泊業「農家民宿」については様々な規制緩和が行われています（以下のサイト参照）。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/kisei_kanwa.pdf</p> <p>現在、農山漁村において、農林漁家等に少人数でホームステイする学校教育旅行の受入れが全国的に行われていますが、農林漁家以外の住民が宿泊業の許可を受ける場合にはこれらの規制緩和を受けられないでいます。</p> <p>こうした取り組みは農山漁村地域の振興の一躍を担うため、農林漁家以外でも同様に開業に係る規制緩和を受けられることが望ましいです。</p> <p>○規制緩和の対象（候補）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農山漁村の家屋」において「少人数・小面積」で「学校等との交流を行う」場合 <p>○緩和いただきたい要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易宿所の面積要件（33平方メートル以上）の撤廃 ・「少人数・小面積」に応じた施設・設備の条件の緩和
提案主体	民間団体

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	農林漁業者が農山漁業滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条第3項第1号の基準（簡易宿所営業は客室の延床面積33㎡以上）は適用しない。
該当法令等	旅館業法施行令第2条 旅館業法施行規則第5条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>旅館業法は、旅館業の適正な運営を確保することにより、公衆衛生の向上を図ることを目的とした衛生規制であり、利用者である国民の身体・生命の安全を確保するなどの観点から、事業者に通じて求められる最低基準として構造設備基準を定めています。</p> <p>また、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設について、旅館業法施行規則第5条第1項第4号により延床面積の基準の特例が認められていますが、これは、農林漁業者が、農林漁業体験民宿としてその自宅を用いて宿泊させる場合は、現に農林漁業者として自らとその家族が暮らす生活の場で宿泊者と生活をともにする面があり、さらに自宅に改修することは生活への支障が大きいということなども鑑み、例外的な取扱いが認められているものです。</p> <p>他方、御提案の内容は、農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合とは異なり、営業形態においても衛生確保の面でも他の宿泊施設と異なるものではないため、事業者に通じて求められている延床面積の基準を含む旅館業法の規律を遵守して営業していただく必要があるものと考えます。</p> <p>なお、旅館業法にいう旅館業は、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をいうのであり、名称の如何を問わず、客観的にみて宿泊料に当たるものを全く徴収しない場合には、旅館業法の適用対象とはならないことを申し添えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：7

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	外国クルーズ船に限った非検疫港へのファーストポートとしての特例的な入港
具体的内容	<p>国の観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014 では、2020 年に向けて訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指し、クルーズ 100 万人時代の実現を目標として掲げており、本県においても、県内港湾で唯一、大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港に、今年度 16 万トン級に対応した係留施設の整備を予定している。</p> <p>外国大型クルーズ船の油津港への寄港は、本県の県南地域を中心とした県内観光地への多くの海外観光客の誘客に資するとともに、地域への経済波及効果も大きく、特に中国発着クルーズの日本太平洋側クルージングのファーストポートとして油津港が最も適していることから、南九州におけるクルーズの拠点として、庁内関係部局や地元市など関係団体と一体となった大型クルーズ船の誘致活動を推進しているところである。</p> <p>しかしながら、油津港は無線検疫港には指定されているが、検疫港ではないため、一類感染症等発生国・流行地域からの船舶はファーストポートとして入港できない。</p> <p>したがって、油津港を検疫港並みの体制を整備した上で、近隣に検疫港もないことから、外国大型クルーズ船に限り、油津港へファーストポートとして寄港できるよう、特例的な扱いを認めることにより、地域活性化が大きく期待できる。</p>
提案主体	宮崎県・日南市

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>検疫法第 4 条において、外国を発航し、又は外国に寄港して来航した船舶の長は、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内の港に入れてはならないこととされています。</p> <p>また、検疫法第 8 条において、検疫を受けようとするときは船舶を検疫区域に入れなければならないとされています。</p>
該当法令等	第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 17 条、第 18 条、検疫法施行令第 1 条の 2
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>本提案は、無線検疫対象港である油津港を外国大型クルーズ船に限り、検疫港としての取扱いを求めるものでありますが、国内に常在しない感染症の病原体の侵入を防止する検疫制度の目的及び検疫所の限られた人員・予算で確実な検疫の実効性を確保する観点から、今後も引き続き全国統一的な基準で検疫港・検疫区域を定めていく必要があり、「検疫港等の方針について」（平成 8 年 11 月 5 日付健康感発第 136 号エイズ結核感染症課長及び衛検発第 365 号検疫所業務管理室長通知）において定められている検疫港等の指定基準を緩和して検疫港としての指定を行うことは認められません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：8

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 26 年 11 月 21 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	検疫港指定条件の一つである対象船舶の入港隻数の緩和
具体的内容	<p>国の観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014 では、2020 年に向けて訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指し、クルーズ 100 万人時代の実現を目標として掲げており、本県においても、県内港湾で唯一、大型クルーズ船の入港が可能な水域と水深を備えている油津港に、今年度 16 万トン級に対応した係留施設の整備を予定している。</p> <p>外国大型クルーズ船の油津港への寄港は、本県の県南地域を中心とした県内観光地への多くの海外観光客の誘客に資するとともに、地域への経済波及効果も大きく、特に中国発着クルーズの日本太平洋側クルーズのファーストポートとして油津港が最も適していることから、南九州におけるクルーズの拠点として、庁内関係部局や地元市など関係団体と一体となった大型クルーズ船の誘致活動を推進しているところである。</p> <p>しかしながら、油津港は無線検疫港には指定されているが検疫港ではないため、一類感染症等発生国・流行地域からの船舶はファーストポートとして入港できない。</p> <p>したがって、油津港を検疫港並の体制を整備した上で、検疫港指定要件の一つである「対象船舶隻数等（検疫対象船年間入港隻数 100 隻が 3 年間）」に関して、油津港は年間約 43 隻ほど入港実績があり、近隣に検疫港もないことから、要件を緩和し、油津港を検疫港として指定することにより、地域活性化が大きく期待できる。</p>
提案主体	宮崎県・日南市
所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>検疫法第 4 条において、外国を発航し、又は外国に寄港して来航した船舶の長は、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、当該船舶を国内の港に入れてはならないこととされています。</p> <p>また、検疫法第 8 条において、検疫を受けようとするときは船舶を検疫区域に入れなければならないとされています。</p>
該当法令等	第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 17 条、第 18 条、検疫法施行令第 1 条の 2
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>本提案は、無線検疫対象港である油津港を検疫港指定の要件を緩和し、検疫港としての取扱いを求めるものでありますが、国内に常在しない感染症の病原体の侵入を防止する検疫制度の目的及び検疫所の限られた人員・予算で確実な検疫の実効性を確保する観点から、今後も引き続き全国統一的な基準で検疫港・検疫区域を定めていく必要があり、「検疫港等の方針について」（平成 8 年 11 月 5 日付け健医感発第 136 号エイズ結核感染症課長及び衛検発第 365 号検疫所業務管理室長通知）において定められている検疫港等の指定基準を緩和して検疫港としての指定を行うことは認められません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：9

受付日：平成 26 年 11 月 3 日 | 所管省庁への検討要請日：27 年平成 27 年 1 月 14 日 | 回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日

提案事項	市販の調味料のみを加えて、農産物を加工する場合には、食品衛生法による許可の対象としないよう規制緩和
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>自家生産した農産物を乾燥して、ドライフルーツ、ドライ野菜等に加工する過程で、製品として販売されている砂糖、塩、味噌等の調味料を添加する場合には、菓子製造業に該当するため保健所の許可が必要となります。</p> <p>この許可を得るためには、都道府県知事が定めた施設、設備などを整備し、基準に適合させなければなりません。</p> <p>農作物販売の場合、製品として販売されている調味料を、そのまま使用する場合には、調味料を使用しない場合と同様に、許可を要しないよう規制緩和を望みます。</p> <p>(具体的な例)</p> <p>干し柿、干し芋、干し椎茸、干し葡萄、焼き芋、焼き栗などは、菓子製造業に当たらないため、保健所の許可は不要。</p> <p>しかし、砂糖、塩、味噌、香辛料等を添加すると、菓子製造業とみなされ、保健所の許可が必要となる。</p> <p>【要望理由等】</p> <p>農産物加工は、直売所やインターネット等の販売方法の多角化により、今日、小規模でも生産販売に取り組み易い環境が整ってきています。</p> <p>こうした中で、農家の所得を増やすこと。また、小規模であっても6次産業化を推進していくために、農家の主婦等が、簡単な加工品については、自ら加工を行い、自ら販売できる体制を整えていく必要がありますので、規制緩和を求めます。</p>
提案主体	個人

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>食品衛生法第 51 条及び第 52 条の規定に基づき、都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるものについて、条例により、施設の基準を定め、都道府県知事等が許可を行うこととされています。</p> <p>食品衛生法施行令第 35 条に定める菓子製造業については、「菓子及びつくだ煮製造業の定義について」(昭和 25 年衛食第 146 号通知)において、焼きいも、いり豆、乾果実等農水産物の極めて単純な加工をなす営業を含まない、との考えを示しています。</p>
該当法令等	食品衛生法第 51 条及び第 52 条 食品衛生法施行令第 35 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>食品衛生法では、公衆衛生に与える影響が著しい営業について、都道府県が条例で必要な基準を定め、その営業を営もうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないとされています。</p> <p>ご提案の砂糖、塩、味噌、香辛料等を添加する加工は、当該調味料を加えることにより、腐敗変敗を生じやすくなることから、単純な加工に含んでおらず、公衆衛生に与える影響が著しい営業に該当するため、規制の緩和を行うことは困難です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：10

受付日：平成 26 年 10 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	市街化調整区域における出店規制の運用の柔軟化
具体的内容	<p>市街化調整区域へのコンビニエンスストアの出店に際して、都市計画法第 34 条 1 号の運用が硬直的にならないよう、自治体に対する開発許可制度運用指針を周知・徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>現在、都市計画法第 34 条において市街化調整区域における例外的な開発が認められており、開発許可制度運用指針において、第 34 条第 1 号の運用が硬直的にならないよう留意することを求めている。</p> <p>しかしながら、市街化調整区域内にコンビニエンスストアを出店する際、店舗面積による一律の規制を設ける自治体が存在する。消費者の利便性を考えた場合、標準店舗面積として 200 ㎡は必要であり、店舗面積による規制は不合理である。</p> <p>各自治体が市街化調整区域内の居住者の利便性に資する運用を行うよう、開発許可制度運用指針を周知・徹底することを要望する。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省	
制度の現状	<p>市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、開発許可制度において、許可できる開発行為は都市計画法第 3 4 条各号に規定する立地基準のいずれかに該当するものに限定されている。</p> <p>市街化調整区域内のコンビニエンスストアの出店については、開発区域の周辺居住者の日常生活のための必要な物品の販売等を営む店舗等の用に供する目的で行う開発行為(都市計画法第 3 4 条第 1 号)に該当すると開発許可権者(都道府県知事等)において判断されれば、許可されることとなる。</p>
該当法令等	都市計画法第 34 条第 1 号
措置の分類	検討に着手
措置の概要	<p>開発許可制度運用指針に記載のとおり、法第 34 条第 1 号の運用に当たり、建築物の規模制限等の基準を一律に適用し、運用が硬直的にならないよう留意することを開発許可担当者が集まる会議等を通じて周知を図る。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：11

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	既存不適格建築物の構造上一体増築の取扱いについて
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>既存不適格建築物の構造上一体増築の扱いにおいて、吹き抜け部分を床とする場合等、建築面積や建物階数・高さが増えないといった一定範囲内の増築については、建築基準法施行令第 137 条の 2 の規定を緩和し、既存部分を耐震補強の手法で改修すれば認められるようにして欲しい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>EXP. J 等により接続して増築する場合と同様に、耐震改修の手法でこうした部分的な増床を含めて構造安全性を確保することが認められれば、内部の増築（増床）が可能になるため。</p>
提案主体	(公社) 関西経済連合会
所管省庁：国土交通省	
制度の現状	<p>建築基準法（以下「法」という。）では、法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）の施行又は適用の際現に存する建築物等でこれらの規定に適合しないもの（以下、「既存不適格建築物」という。）に対しては、当該規定を適用除外としています（法第 3 条第 2 項）、その後、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下、「増築等」という。）の工事に着手した場合には、施行又は適用後の建築基準法令の規定を適用することとしています（同条第 3 項第 3 号及び第 4 号）。</p> <p>ただし、これに関して、法第 86 条の 7 においては、一定の範囲内の増築等には、一部の建築基準法令の規定について法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定を適用しないという特例措置を講じており、これを受けて建築基準法施行令第 137 条の 2 では増改築の範囲を定めています。</p> <p>これにより、増改築部分が既存部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法で接合する場合には、増改築部分は現行の構造関係規定に適合させることとしており、既存部分は現行の耐久性等関係規定及び地震に対しては耐震診断基準などの現行の構造計算及び仕様規定（耐久性等関係規定を除く。以下、同じ。）に代わる基準に適合すればよいこととされています。</p> <p>また、増改築部分の床面積が延べ面積の 1/2 を超えない比較的小規模の増改築を行う場合においては、建築物全体として耐久性等関係規定及び構造計算による構造耐力上安全であることの確認をすることとしており、既存部分については仕様規定の適用を除外されています。</p>
該当法令等	<p>建築基準法第 3 条、第 86 条の 7</p> <p>建築基準法施行令第 137 条の 2 第 2 号及び第 3 号</p> <p>平成 17 年国土交通省告示第 566 号第 2 及び第 3</p>
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>増改築部分と既存部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法とで接合することにより、構造設計上別の建築物とみなし得る場合の特例として、建築物全体については現行の構造計算を実施することなく、既存部分が耐震診断基準等に適合することによって地震に対する安全性の確認を行うことを許容しています。</p> <p>一方で、既存部分と増改築部分が構造設計上一体の場合については、既存部分に一体的に増改築を行うことで荷重が増大するなどにより、既存部分への影響を確認するため、建築物全体について、現行の構造計算により、耐震診断基準と比べて高い精度で安全性の確認を行う必要があることから、極めて小規模の増改築を除き、原則として、既存部分の安全性の確認を、耐震診断基準によることはできません。</p> <p>ただし、ご提案の内容は、既存建築ストックの有効活用に資すると考えられるため、安全性を確保しつつ合理化できないか検討してまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：12

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	建物の用途変更を行う場合の既存不適格遡及の合理化について
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>建築基準法第 87 条第 3 項により、既存建築物の用途変更の際に既存不適格への遡及適用が必要となる対象範囲を、第 87 条第 1 項により確認申請が必要となる用途変更の対象範囲と同一にして欲しい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>商業ビルのテナント入れ替え等で 100㎡未満の店舗用途が変わる場合等、確認申請が必要ない用途変更も少なくないが、こういった場合において、建物全体の既存不適格に対するチェックや是正が行われることは現実的に難しいため。結果的に違法状態となり、後日、後追いで違法の是正が必要となる等の弊害がある。</p>
提案主体	(公社) 関西経済連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	既存不適格建築物の用途変更の際には、建築基準法第 87 条第 3 項の規定に基づき原則として、用途に応じた技術基準に適合させる必要があります。
該当法令等	建築基準法第 87 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としております。</p> <p>建築基準法では、用途変更等を行う建築物の部分のうち、適法な部分は用途変更等の後も引き続き適法なものとしなければなりません。加えて、用途変更の際には、防火・避難規定など、学校、病院、保育所など用途に応じて定められている技術基準の既存不適格の部分については、当該技術基準に適合させることで、建築物の安全性を確保しています。</p> <p>このため、利用者の安全性を確保する観点から、技術基準に適合させる規模を建築確認申請要件と同一規模とすることはできません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

地域活性化ワーキング・グループ関係

番号：13

受付日：平成 26 年 10 月 31 日	所管省庁への検討要請日：平成 27 年 1 月 29 日	回答取りまとめ日：平成 27 年 3 月 31 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	国土利用計画法の事後届出の停止
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>行政及び事業者の事務手間の軽減のために、国土利用計画法第 23 条に基づく事後届出の一時停止を提案する。</p> <p>また、停止されなかった場合においても、この事後届出に関しては、重要性やこれから得られる成果に比べ、届出を怠った場合の罰則が重すぎると思われるため、罰則の軽減を提案する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>国土利用計画法第 23 条は、元々、事前届出のもと、投機的な不動産投資や短期転売による急激な地価上昇を監視することを重大な目的として運用されていたが、現在はデフレ経済の中、この目的の必要性が無い「事後届出」による「利用目的」のみが勧告対象となっている。</p> <p>特に必要があると認められる地域には規制区域・監視区域・注視区域に指定することにより、事前届出として「取引価格までを含めた勧告」とすることが可能となっており、その勧告の効果は大きいと思うが、それ以外の地域における契約締結後の事後届出制では、行政及び事業者の事務手間だけが大きくなり、その効果はほとんど無い状態であると思える。</p> <p>また、その利用目的の監視という観点では「公有地拡大法」における事前届出と重複する部分が多いと慮される。</p>
提案主体	(公社) 関西経済連合会

所管省庁：国土交通省

制度の現状	<p>国土利用計画法（以下「法」という。）第 23 条に基づく事後届出制は、全国にわたる土地取引規制制度として機能するものであり、適正かつ合理的な土地利用の確保を図る観点から、法定面積以上の大規模な土地取引（市街化区域：2,000㎡以上、都市計画区域（市街化区域を除く。）：5,000㎡以上、都市計画区域外：10,000㎡以上）について、取引段階で土地取得後の土地の利用目的が、法に基づく土地利用に関する計画等に照らし不適切である場合には、その是正について助言や勧告を行うことができる仕組みとなっています。平成 25 年における全国の総土地取引件数（約 147 万件）に占める事後届出件数（13,340 件）の割合は約 0.9%である一方、面積ベースでは総土地取引面積の約 26.5%（38,896ha/14.7 万 ha）をカバーしています。</p> <p>また、取引価格についても届出の対象として把握することにより、監視区域等の機動的な指定を行うことが可能となるなど、地価高騰に対する備えとしても重要な役割を担っています。</p> <p>なお、本制度の届出対象となる土地取引を行った者が、契約締結後 2 週間以内に届出を行わなかった場合又は虚偽の届出を行った場合は、法第 47 条第 1 号及び第 3 号の規定により罰則（6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）が適用される場合があります。</p>
該当法令等	国土利用計画法第 23 条、第 24 条、第 27 条の 2、第 47 条
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>事後届出制の届出対象となる大規模な土地取引については、周辺地域の土地利用に与える影響も大きいものとなることから、本届出制度は、法に基づき土地の利用目的を審査し、助言や勧告を行うことにより、地価高騰の抑制や適正かつ合理的な土地利用に資する制度として重要です。平成 25 年においては、事後届出件数が総土地取引件数に占める割合は約 0.9%ですが、面積ベースでは約 26.5%をカバーしています。</p> <p>また、本罰則規定については、本制度の重要性に鑑み、行政上の義務違反者に対する制裁措置によって義務の履行を担保するために必要なものです。</p> <p>なお、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づく事前届出は、公有地の拡大の計画的な推進を図るためのものであり、本法に基づく届出制と目的等は重複しません。</p>